

令和八年山形県議会二月定例会予算特別委員会会議録

令和八年三月四日（水曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十名）

石川	渉	委員
佐藤	寿	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
小松	正和	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	木学	委員
伊藤	香織	委員
関	徹	委員
江口	暢子	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
石塚	慶	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
今野	美奈子	委員
高橋	淳	委員
青木	彰榮	委員
梶原	宗明	委員
能登	淳一	委員
柴田	正人	委員
渋間	佳寿美	委員
矢吹	栄修	委員
小松	伸也	委員
小吉	和武	委員
高橋	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
奥山	誠治	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
森田	廣	委員
欠席委員（一名）		
五十嵐	智洋	委員

説明のため出席した者

知事

吉村美栄子 君

副知事	高橋	徹	君
副知事	折原	英人	君
企業管理者	松澤	勝志	君
病院事業管理者	阿彦	忠之	君
総務部長	小中	章雄	君
みらい企画創造部長	會田	淳士	君
防災くらし安心部長	庄司	雅人	君
環境エネルギー部長	沖本	佳祐	君
しあわせ子育て応援部長	齋藤	恵美子	君
健康福祉部長	酒井	雅彦	君
産業労働部長	奥山	敦	君
観光文化スポーツ部長	黒田	あゆ美	君
農林水産部長	高橋	和博	君
県土整備部長	永尾	慎一郎	君
会計管理者	柴崎	渉	君
財政課長	安孫子	幸一	君
教育長	須貝	英彦	君
警察本部長	水庭	誠一郎	君
代表監査委員	柴田	優	君
人事委員会事務局長	工藤	明子	君
労働委員会事務局長	鈴木	和枝	君

午前 十時 零分 開会

○能登委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

会議録署名委員は

今野美奈子委員
柴田正人委員

のお二人をお願いいたします。

本委員会では、県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

発言の順序は私から指名いたします。

この場合、申し上げます。阿部恭平委員より資料配付の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

阿部恭平委員。

○阿部（恭）委員 おはようございます。自由民主党の阿部恭平です。まず今回、質問の機会をいただきましたことに県民の皆様、自由民主党会派の皆様、関係各位の皆様へ感謝申し上げます。

また、小松正和議員におかれましては、御当選誠にありがとうございます。山形県民の皆様のために一緒に働けることを心強く思っております。よろしく願いいたします。

さて、今年は六十年に一度のひのえうまの年であり、まさしく挑戦するにはうってつけの年であります。最近ですと、元同僚、先輩議員であります遠藤寛明現代議士は、衆議院選挙という大きな挑戦をされました。出馬の打診があったときは、迷うことなくすぐ決断され、覚悟を決めたとお聞きしております。同じ年代として尊敬の念に堪えません。

また、先輩議員であります柴田正人議員も大きな挑戦をされるとお聞きしております。柴田議員から学ばせていただいたことの一つとして、「政治には、夢と希望が必要だ」という強い信念、理念であります。まさしく、山形県全体、国においても今必要なことではないでしょうか。

夢と希望を示し、皆で一丸となって挑戦していく、そんな一年になればと思っております。皆さんは、今年、何に挑戦されるでしょうか。僭越ながら、吉田松陰先生の言葉を紹介させていただきます。

「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。故に、夢なき者に成功なし」。

それでは、質問に入らせていただきます。

人口減少対策について、今後の方向性について知事にお伺いいたします。

今定例会の知事説明において、以下抜粋ですが、「政府は『わが国最大の問題は人口減少である』とし、特に地方からの人口流出に関して『若者や女性を含む誰もが自ら選んだ地域で住み続けられる社会を実現する』として、社会保障サービスの維持や少子化対策、外国人政策などを総合的に推進する方針を示しております。本県では、第四次山形県総合発展計画後期実施計画において、人口減少を県政の最重要課題と位置づけ、緩和策と対応策の両面から対策を進めているところであり、引き続き、政府と歩調を合わせ、総合的な対策に取り組んでまいります」とあります。

本県においては、昨年、人口が百万人を下回りました。さらに、今年二月一日時点では九十九万人を下回りました。しかし、悲観的に捉えているだけでは駄目です。人口減少対策は国の施策が基本だとは思いますが、四十七都道府県が国の施策だからと置いては何も進みません。一つ一つの都道府県、市町村が取り組まなければならないのではないのでしょうか。

今後、人口を増やしていくのか、あるいは人が少なくても夢と希望を持てる前向きな県にどのようにしていくのか、少なくなってきたからこそ、どのような県や体制を目指すのか、山形県という県において、あるいは山形県民にとっての適切な人口の在り方とは何なのか、まさしく若者や女性を含む、誰もが自ら選んだ地域で住み続けられる社会をどう実現していくのかを示し、進めていくことが必要ではないのでしょうか。

私は、国家観として、人口を増やすことが必要だと考えております。特に自然増、出生数増であります。人口は、ある意味今後の可能性を示す指標の一つだと思っております。人口は多いほど、様々な選択をすることができ、可能性だと思っております。ですが、もちろん簡単なことではないのは誰もが分かっていることであります。

今後の人口減少対策の方向性について、人口増を目指すのか、今の人口の維持を目指すのか、人口減少の中でも夢と希望を持てるような人口の在り方を目指すのか、可能であれば具体的な人口数を挙げていただいた上で、山形県としての人口に対しての考え方、今後の方向性や施策について、知事の思いも含めて吉村知事にお伺いいたします。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 おはようございます。阿部委員から、今後の人口減少対策の方向性について御質問ありましたので、お答えいたします。

人口は、地域社会や暮らしの維持・向上を支える力、産業経済の価値を生み出す力といった地域の活力の源泉であります。しかしながら、全国的な傾向と同様に、本県でも若い世代の社会減は続いております。加えて、その人口構造から、死亡数が出生数を上回る自然減は避けられず、当面は人口減少が続くことが見込まれております。このため、できる限り減少幅を抑える「抑制策」と人口減少に適応した地域づくりを進める「対応策」の両面から対策に取り組んでいるところであります。

こうした中にありましては、県民一人一人が幸せを実感し、将来に明るい希望を持って暮らし続けたいと思える県づくりを進めていくことが何よりも重要であると考えております。

そのためには、豊かな自然環境や優れた食文化、良好な生活環境など本県ならではの強みを生かしながら、あらゆる分野にAI・デジタルなどの最新の技術を取り入れることで暮らしの質や満足度を高めていくことが重要であります。加えて、根強く残っている無意識の思い込み、いわゆるアンコンシャスバイアスを解消して、多様な暮らし方や働き方を促進・拡大することで、子育て中の世代や高齢者、障がい者も含めて、誰もが生き生きと生活・活躍できる環境を整備していくことが重要であります。さらには、未来への投資として、利便性の高い交通ネットワークの整備や、生活に彩りや楽しみをもたらす、まちのにぎわいや交流の拡大にも寄与する文化芸術・スポーツなどの振興も必要であります。

また、豊かな暮らしには、経済的な基盤も欠かせません。本県では、この十年余り、人口減少下におきましても県内総生産は上昇傾向にあり、一人当たりの県民所得も直近のデータで東北一位となったところであります。一方、あらゆる分野で人手不足が深刻化しており、人口減少による需要の低下も懸念されるところでありますので、今後も県内経済を持続的に発展させていくためには、外部の人材・資本等を本県に取り込んでいくことが不可欠であると考えております。外国人も含めた人材の県内への呼び込み・定着の促進や、インバウンドをはじめとする観光誘客の拡大、県内への新たな投資の促進などに積極的に取り組んでまいります。

さらには、AI・デジタルの活用による業務の効率化・高度化、売上げや付加価値の増大に向けたイノベーションの創出、若者・女性の雇用の受皿となる新たな産業の創出・拡大などを進めていくことが重要であると考えております。加えて、県民の暮らしや産業活動を支える土台としての安全安心な地域づくりに向けても取組を充実させてまいります。

公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構によるアンケート調査によりますと、特に二十代から三十代の若い世代を中心に、本県への移住相談件数が増加しております。こうした状況を前向きに捉え、地域ににぎわいを創出し、魅力を高めていくことで、本県で暮らす人のみならず、外部からも若者・女性をはじめ多様な人材を引きつけること

を目指してまいりたいと考えております。

人口減少対策の取組は多岐にわたるものでありますから、行政だけで実現を目指すよりも、関係団体・企業の皆様や市町村、県民の皆様と目的を共有して、それぞれが自分事として課題の解決に取り組んでいくことが大切であると考え、今年度から「やまがた未来共創会議」や『『県民まんなか』みらい共創カフェ』を開催したところであります。それらの事業の中で、多くの皆様から前向きなチャレンジに向けた心強い発言を頂戴しております。県としましても、こうした様々なチャレンジを積極的に後押ししていくとともに、関係団体・企業の皆様や市町村との連携を深め、一緒になって取組を前に進めてまいります。

今後も、あらゆる政策手段を講じて、一つ一つの対策やチャレンジを丁寧にしっかりと積み重ねていくことで、県民の皆様が未来に明るい希望を持って住み続けることができる山形県をつくってまいりたいと考えているところであります。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 知事、御答弁ありがとうございました。

私は平成三年生まれでございます。戦後も、高度経済成長期、バブルの時代も知りません。しかし、共通しているのは、「俺たち私たちが日本を、山形県をよくするんだ、時代をつくるんだ」という雰囲気や気概があったのではないのでしょうか。

今後の人口減少対策の視点として、よい環境を整え、県民に選ばれる山形という視点も大事であります。一方で、個人的には、理想の環境を県民が作り上げる山形という視点もより必要ではないかと思っております。先ほど知事からもございましたけれども、行政だけではなくという視点、なおかつ県民会議ということもございました。ぜひ、県民からの声、チャレンジを後押ししていく、その中でも、お声を聴いた上で、県民が作り上げる山形という視点を盛り込んでいただければと思います。

今の子供たちの理想の二十年後、八十代の方々の理想の二十年後を考えながら、私も今後も調査研究を進めてまいります。

次に、出生数の回復に向けた子供・子育て支援の取組についてお聞きいたします。

本県の人口減少対策として、社会増減もちろん大事ではありますが、自然増減、特に出生数の確保は必要だと考えます。政府の人口動態統計によりますと、令和七年の本県出生数は過去最少の四千六百二十八人であり、前年比七・四％の減少となり、四十七都道府県のうち、本県は減少率が二位です。ちなみに、島根県が出生数前年比八・七％の減少で、減少率が一位となっております。また、婚姻率は、令和六年の確定値で東京都が人口一人当たり五・七で全国一位、山形県が二・九で四十四位となっております。しかし、合計特殊出生率で見ると、山形県のほうが高くなっております。

東京都などの都市圏の婚姻率が高い要因は、人口が多い、つまり出会いの機会が多いからとの意見もあり、本県の令和八年度当初予算において、新規事業として出会いを支援する予算が組まれていることは、この婚姻率の上昇に寄与する施策になるだろうと期待をしているところであります。

しかし、幾らよい施策であっても、目標や目的が定まっていなければ、成果の検証や改善、さらに効果的な施策を行うことはできないものと考えます。

これまで、やまがた創生総合戦略や第四次山形県総合発展計画実施計画・令和二年度から令和六年度では、出生数に関する数値目標として合計特殊出生率が一・七〇と設定されていましたが、第四次山形県総合発展計画後期実施計画・令和七年度から令和十一年度には、合計特殊出生率等の出生数に関する数値目標はなくなっております。

また、山形県こども・子育て笑顔プラン・令和七年度から令和十一年度では、合計特殊出生率ではなく「県民の理想とするこどもの数」などが指標となっておりますが、目標数値は具体的数字ではなく「上昇」という文言となっております。

私は、少子化対策として効果的な施策を行うためには、出生数や合計特殊出生率、完結出生児数、希望出生率等の数値目標、あるいはこれからの時代に沿った出生数に関する指標が必要だと考えております。

山形県こども・子育て笑顔プランにおける数値目標設定の考え方、また、今後の出生数の回復に向けた子供・子育て支援の取組について、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

○能登委員長 齋藤しあわせ子育て応援部長。

○齋藤しあわせ子育て応援部長 出生数の回復に向けた子供・子育て支援の取組についてお答え申し上げます。

少子高齢化を伴う人口減少が進む中、本県が活力ある地域社会を維持し、発展していくためには、若者世代が子供を産み育てやすい環境を整備していくことが重要であると考えております。

このため、県では、令和七年三月に山形県こども・子育て笑顔プランを策定し、若者が夢や希望をかなえられるよう、市町村や経済団体等との連携によるオール山形での結婚支援をはじめ、不妊検査や不妊治療費の助成等子供を持

ちたいと願う方への支援、ゼロ歳から二歳児の保育料負担軽減や放課後児童クラブ利用料軽減による子育て世帯への経済的支援など、ライフステージに応じたきめ細かな子供・子育て支援の取組を進めているところです。

本プランの着実な推進に向けて適切な数値目標を設定することは大変重要であります。その設定に当たっては、取組内容全体を捉えて進捗状況を見える化し、県民の皆様に御理解いただくことが肝要であります。こうしたことから、本プランの出生数に係る目標については、合計特殊出生率は必ずしも一自治体の少子化の実態を正確に表していないとの指摘があることから設定を見直し、若者世代が抱く結婚観や数的に結婚・出産を捉えることへの認識の変化も踏まえ、「『安心して子どもを産み育てられる環境』に関する満足度」や「婚姻率」の上昇としたほか、新たに「県民の理想とする子どもの数」の上昇を加えるなど、プラン全体で五十一の指標を設定し、外部評価をいただきながら施策の充実を図ってまいります。

本県の令和七年人口動態統計の速報値における出生数は、未婚化や晩婚化、コロナ禍における出会いの機会の減少等による影響を受け、全国的な動向と同様に減少傾向が継続しております。出生数の回復に向けては、例えば、経済的な負担軽減の取組一つだけで直ちに効果をもたらすことは困難であると認識しており、社会情勢の変化に的確に対応し、総合的な子供・子育て支援に粘り強く取り組んでいくことが重要と考えております。

このため、令和八年度は、新たに若者への身近で訴求力の高い情報の発信や多様な出会いの場の創出、企業等と連携した地域全体で結婚を応援する仕組みづくり等の推進、プレコンセプションケアを含め、性と健康の正しい知識の普及啓発や働き方に応じた保育サービスの充実など、実効性のある取組を重層的に進めてまいります。

県としましては、県民の皆様の声や思いを大切にしながら、引き続き政府や市町村とも連携しながら、出生数の回復による人口減少の緩和に向けて、結婚から妊娠・出産、子育てまでつながる切れ目のない子供・子育て支援にしっかりと取り組んでまいります。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 御答弁いただきありがとうございます。

五十一の指標を用いてという話もございましたけれども、完全にそういった合計特殊出生率等の指標もなくすことはなく、参考程度にするかどうか分かりませんが、あらゆる指標を用いて目標数値を設定した上で進めていただければと思います。また、婚姻数、婚姻率など関連する数値についても、目標を設定していただければと思います。

ちょっと違った視点からの開陳になりますが、国立成育医療研究センターの調査によりますと、高校三年生までの子育てにかかる費用は約二千七百七十万円とのデータがございました。年平均にいたしますと、一年当たり約百二十万円となります。あわせて、令和五年度県政アンケート調査によりますと、「持つつもりの子どもの数が理想とする子どもの数より少ない理由」について、複数回答ではございますが、一位が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が三五・一％でありました。このアンケート項目だけでも分析の仕方が幾つもあります。子供の年齢がどの年代のときの負担が大きいかと感じていらっしゃるのか、あるいは子育て世代が思っている理想の子育て費用は幾らなのか、あるいはどの費用について負担だと感じていらっしゃるのかなどなどがございます。これからも様々な視点から深く分析を行い、施策に反映していただければと思います。

次に、西村山新病院について、まず、医師の確保について伺います。

現在、仮称・西村山新病院の基本計画の年度内策定に向けて取り組まれていることは認識しております。基本計画案の中身を拝見しましたが、診療の方向性や施設整備、病院運営についてなど基本構想より詳細な内容になっており、さらに西村山新病院への期待が高まっているところであります。しかし、基本構想や基本計画で積み上げてきたものが絵に描いた餅にならないのかと、今よりも本当に充実した医療提供体制になるのかと不安な点もございます。

一つは、医師の確保についてでございます。基本計画案において、診療科は「統合する現二病院の診療科を基本として、十六診療科を目指す」と明記されております。さらに、「上記の診療科の構成・体制については、今後の医師配置・確保の状況や病床規模等に鑑み、開院までの間において必要に応じて見直す」「新病院が開院を目指す令和十三年を迎えるまでに、定年退職となる医師が複数いること、医師一名体制となっている診療科や非常勤医師により対応している診療科が複数あることが診療科の確保の課題となる」とも明記されております。

また、人員移行等計画については、「現二病院から新病院への職員の移行手順・手続き、及び職員の移行によってもお不足する人員の補充方法については、次年度以降、構成自治体間で協議の上、整理することとなるが、基本的な考え方は以下のとおりとする。①現二病院に勤務する職員を新病院の開院時に移行すること（希望者を選考により採用することを想定）を基本としながら、②不足する人員がある場合には、構成自治体から職員派遣することとし、（医療職にあつては県からの職員派遣を基本とする。）③新規採用職員の確保状況に応じて、職員派遣は縮小する」。

昨年策定された基本構想には、西村山新病院が「開院を目指す令和十三年中を迎えるまでに、現二病院の常勤医師三十五名のうち、仮に異動がない場合には八名が定年退職を迎える」とも記載されております。

まとめますと、今以上の医療提供体制の充実を大前提として、何をもちて適正な人数と言えるのか、何をもちて人

材の不足とするのか、その目標医師数の設定が示されていないことが大きな課題です。医師がいないから診療科を見直すとなってしまえば、それは話が違うわけです。

基本計画案には、目標医師数が定められておりません。新病院開院後に今以上の医療の提供を確実にするためにも、目標医師数の設定や目標に合わせた医療人材の確保を進めていく必要があると考えますが、今後どのように進めていくのか、健康福祉部長にお伺いします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 医師の確保についてお答えをいたします。

昨年三月に公表した基本構想や年度内に策定予定の基本計画案においてお示ししている西村山新病院の基本理念、目指すべき役割・機能を十分に発揮していくためには、新病院の開院に向けて必要な医師をしっかりと確保していくことがとても重要であると考えております。

現在お示ししている基本計画案では、医師配置の前提となる新病院の診療科構成について、地域住民に対する医療サービス確保の観点から、現二病院の診療科を基本として、十六診療科を目指しながら、今後の医師配置・医師確保の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことにしております。

また、医師をはじめ新病院に必要な人員の確保に当たりましては、現二病院から新病院に職員を移行させることを基本としておりますので、まずは現二病院に勤務する医師に新病院に移っていただくことが原則になるものと考えております。

一方で、現在の二病院の医師の配置状況を見ますと、年齢構成が高い状況にあり、人事異動がないと仮定した場合、令和十三年の新病院開院までに定年等により退職となる常勤医師が全体の二割に相当する七名に上ります。また、診療科ごとに見ますと、医師一名の体制であったり、非常勤医師のみの配置となっている診療科も多くありますので、新病院の医師配置を考えていく上では、これらの課題にもしっかりと向き合っていく必要があると考えております。

新病院の開院に向けた具体的な医師配置については、今年度基本計画を策定した後、診療科構成や病院全体の運営体制を検討していく中で、持続可能な病院経営の視点も併せ持ちながら、開院までの間に十分に精査していくこととなります。県としましては、新病院における常勤医師の確保や非常勤医師の継続派遣に向け、寒河江市と共に医師の主な派遣元である山形大学医学部に対してこれまでも要請してきたところですが、引き続き医師の確保に向け緊密な連携・協力を要請するなど、粘り強く医師確保に取り組んでまいります。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部(恭)委員 部長の答弁ございましたけれども、今の答弁に関する私の解釈の仕方では、開院までに精査していくと、これ以上でも以下でもないという答弁なのかと解釈をさせていただきました。もちろん、山形大学にも協議はしていくと、お願いしていくという話ではございました。

これは、一般的に財源を負担するのは、もちろん山形県と寒河江市でございますが、ひいては県民、寒河江市民の方でございます。今のお話を聞いたときに、「本当に大丈夫なんだがや」と思いませんか、私は思いますけれども。こういったお金を負担していく中で、医師が確保されていないのにこのまま行っていいんですか。これ以上言うことはありませんが、もうちょっと医師を確保する見通しを立ててからやってもいいんじゃないかとか、そういう話も出てくるわけでございます。

このままこの後の質問にも続きますが、もし仮に事業費の高騰に伴いまして、また、いろんな計画が再変更となりましたら、さらに不安をあおる形になってしまうわけでございます。医師の確保の部分に関しましては、強くなおかつ速やかに、そういった目標医師数の設定をしていただいて、県民の皆様、特に西村山の方々になりますが、不安にならないようにぜひ努めていただければと思います。

次に、分娩機能と小児救急についてでございます。

現在、西村山新病院の方向性としては、分娩機能は設けず、セミオープンシステムを活用していくと認識しております。分娩機能を設けない理由として、県は基本構想において、「西村山地域の出生数が減少し、かつ県全体で産科医の数が限られる中では、高度な分娩対応が可能な施設に産科医を集中配置することが適当」と示しております。分娩機能を設けるには、最低でも産科医四人体制を取る必要があると、厳しいハードルがあることも示されております。

一方、現在、西村山には分娩機能を有する医療機関が一か所のみであり、今後も分娩機能や小児救急がなくなれば、西村山の子育て世代が、医療が充実した自治体に転出する可能性もございます。鶏が先か卵が先かの話にもなっていますが、私は分娩機能を設け、小児救急の体制を整え、さらに西村山地域としても子育てしやすい環境をつくることで出生数の増、ひいては地域の存続につながると考えております。また、分娩機能を設ければ、里帰り出産を機会とした移住の推進や孫ターン推進にもつながる可能性もございます。

なぜ西村山新病院が産科医不足のあおりを受けねばならないのかとってしまう方もいらっしゃるのではないのでしょうか。令和十三年の開院までに、今からさらに産科医や小児科医の育成確保に力を入れ、分娩機能と小児救急を

設けるべきと考えますがいかがでしょうか。

西村山地域の存続のためにも、西村山に住み続けられる医療、西村山に戻ることができる医療として分娩機能や小児救急は必要だと思いますが、健康福祉部長にお伺いします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 分娩機能と小児救急についてお答えをいたします。

西村山新病院における分娩や小児救急への対応につきましては、昨年三月に策定した基本構想の検討過程において、医療需要や医療供給面に関する各種データの分析をはじめ、山形大学医学部や分娩取扱医療機関など医療関係者への聞き取りなどを通し、丁寧に検討を進めてきたところです。

まず、分娩機能につきましては、需要面となる西村山地域における出生数は年々減少し、平成二十八年の五百四十四件と比較し、令和四年には約二五%減の三百八十七件、令和二十七年には五一%減の二百五十三件まで減少すると推計されております。一方、供給面となる医師数については、常勤医師の確保が何より重要となりますが、山形大学医学部など関係者からの聞き取りによれば、ハイリスク分娩への対応や医師の専門性の維持、宿日直など勤務体制の観点から、派遣先の病院は全て常勤医師四名体制とする必要があり、医師の適正配置の関係から、今後新たな病院へ医師を配置することは難しいとのことであります。

また、西村山地域の妊婦の多くは、現在、東南村山地域の医療機関で分娩している状況にありますが、村山医療圏全体を見た場合、分娩受入れの余力はまだあるとも伺っております。これらを踏まえ、基本構想では、「地域内の出生件数が減少し、かつ県全体で産科医の数が限られる中では、新病院が分娩機能を有することは現実的ではない」としたところであります。

新病院としましては、妊婦が自宅に近い医療機関で検診を受け、分娩については妊婦が希望する産科医の体制が整った医療機関で行う産科セミオープンシステムの一翼をしっかりと担うことを目指してまいります。加えまして、西村山地域の安全・安心な出産を守り支える観点からどのような方策があるのか、関係者と課題を共有しながら、新病院の開院に向けて調査検討を進めてまいります。

次に、小児救急につきましては、出生件数と同様、需要面では、西村山地域の小児患者は今後も減少していく見込みです。一方、供給面の医師数については、山形大学医学部からの聞き取りによれば、医師の専門性の維持や宿日直などの勤務体制の観点から、常勤医師は複数名での派遣が前提になるとのことであります。また、小児科を標榜する診療所からの聞き取りでは、保護者としても専門医が常駐し、交通の便のよい山形市の休日夜間診療所や県立中央病院などの小児救急にしっかり対応できる医療機関などでの受診を希望する傾向が強いと伺っております。

これらを踏まえ、基本構想では、「新病院の規模や小児患者の減少を踏まえれば、常勤で小児科医の複数体制を確保することは現実的ではない」としたところであります。

新病院としましては、西村山地域内で診療空白日をつくらぬよう、地域の診療所の平日休診日に診療するなど外来診療日をしっかりと確保するとともに、平日日中の時間帯については、可能な限り総合診療医が小児救急に対応するなど、できる限りの対応を取ってまいります。加えまして、安心して子育てできる環境づくりの観点からどのような方策があるのか関係者と課題を共有しながら、新病院の開院に向けて調査検討を重ねてまいります。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 産科医と小児科医の、特に分娩機能を設けるという点については現実的ではないという話がありました。冒頭のほうでちょっと私、お話をさせていただきましたが、やっぱり山形県に必要なのは夢と希望を示すことではないかと思っています。今のお話を聞くと、現実的ではないという答えが、私はどうなのかと思います。現実的ではないことをどうにかするのが政治の役割ではないのでしょうか。

このままいくと、本当に一極集中とまでは言いませんが、山形県内でも住むところに偏りができてきたり、今は分かりませんが、今後どんどんそれが進む可能性もあります。そのときに、自分の地元がないと、そんなことになってしまったら、やっぱり私は先人の皆様に申し訳ないですし、これから生まれる子供たちにも本当に申し訳ないと思います。

県だけでどうにかできることではないのかもしれませんが、私の立場からすれば、じゃあ今まで何をしてきたのと、何で産科医の確保がそんなにできなかったのという話になってしまうわけです。これは県の皆様ももちろん御努力されてきたことは重々承知の上でございますが、県民感情としてはやはり「なぜ」という思いが強いのかなと思います。

部長から今、現実的ではないという答えがございました。県のほうからも本当に一生懸命いただいていることとは思いますが、西村山地域の存続、今後もしかしたら山形県の存続にももちろんかかってくる話でございますので、現実的ではないという言い方ではなくて、どういった言い方がふさわしいか分かりませんが、そこを何とかするのが政治、行政の役割だと思いますので、今後ぜひ研究していただければと思います。

また、私も先ほど申し上げましたが、分娩機能を設ければ、里帰り出産を機会とした移住の推進、孫ターンの推進

にもつながる可能性があるわけでございます。これがなくなってしまうと、里帰り出産もなくなってしまいまして、帰ってくる人すら少なくなってしまうわけです。この可能性、プラスの可能性もあるわけです。こういったところを研究していただいて、ぜひ今後も進めていただければと思います。

それでは、三つ目の収支シミュレーションと概算事業費についてお伺いいたします。

西村山新病院基本計画案の内容について、経常損益において、令和十三年度開院年度はマイナス七億四千四百万円、令和十七年度はプラス一億一千九百万円を見込んでおりますが、医業収益は三十億六百万円のまま、医業外収益は十億七千万円から十九億三千五百万円に増える計画となっております。総収益と総費用の内訳の推移と内容についてどのようなシミュレーションになっているのか、職員給与費はどう試算されているのか、どのような根拠になっているのでしょうか。

また、総事業費については、北村山公立病院を例に挙げさせていただきますが、北村山公立病院は令和五年度の基本構想策定時、新病院の概算事業費を約百六十億円と見込んでおりましたが、令和七年度に建設単価の高騰や解体・外構工事費、企業債利息などを含めて再推計した結果、約三百五十億円規模に膨らみ、基本計画の策定を一時中止されました。

北村山公立病院の基本構想策定時の概算事業費約百六十億円に含まれていなかった経費として、解体関連経費、各種委託経費、各種工事経費、什器備品購入費、償還利子、土地取得費、造成関連経費、既存病棟改修工事費用等が挙げられております。西村山新病院においても同様の懸念がございますが、どのように計算して、またどのような対策を行っていくのでしょうか。概算事業費については、もっと厳格に調査をするべきではないでしょうか。西村山新病院の県と寒河江市の年度ごとの実負担額の試算も含めて、収支シミュレーションと概算事業費の考え方について、健康福祉部長にお伺いいたします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 収支シミュレーションと概算事業費についてお答えをいたします。

年度内に策定予定の西村山新病院の基本計画案では、計画段階における病院事業の収支や構成自治体の財政負担の大枠を把握することを目的に、医療コンサルタントの知見も活用しつつ、建設工事費や医療機器・システム整備費などから成る概算事業費の試算を行うとともに、これに伴う企業債の借入・償還を盛り込んだ病院事業としての事業収支シミュレーションを実施したところであります。

まず、収支シミュレーションの考え方について申し上げますと、試算に当たりましては、医業収益の大半を占める入院・外来収益について、また、医業費用を構成する職員給与費や診療材料費等については、現行の診療報酬基準や現二病院の直近の経費実績を基に、おおむね同水準で推移するものとして設定しております。一方で、医業外収益につきましては、企業債の償還に伴う構成自治体からの負担金が算入されることから、元金償還の開始時期に応じて償還が平年ベース化する開院五年目までは年々増加するものと見込んでおります。

この前提の下で試算した結果、開院四年目までは病院建屋等の減価償却費が大きいことなどにより経常損失が生じるものの、企業債の償還に対応した構成自治体からの負担金が年々増加することから、五年目には黒字に転じる見込みとなっております。

次に、概算事業費の考え方について申し上げますと、事業費の大宗を占める建設工事費については、昨年三月の基本構想策定時には、平米当たり最大七十五万円と見込みましたが、基本計画案では、その後の物価上昇等を踏まえ必要な見直しを行ったところです。具体的には、まず同種・同規模の病院の直近の入札事例から平均工事単価を算出し、建築物価指数を用いて時点補正をするなどして、平米当たりおおむね八十五万円としました。さらに、これに令和十年度の建設工事発注までの物価上昇想定分を上乗せし、平米当たり九十五万円と見込むこととしたところであります。

最後に、県と寒河江市の実負担額について申し上げます。病院建設のために借り入れた企業債の元利償還が一定水準で安定化する開院五年目を平年ベースとして試算しますと、総務省が定める繰出基準を基本とする新病院の整備・運営に係る経費等から地方交付税措置分を差し引いた実負担額は総額で十四億円程度と見込んでおります。これを基本計画案でお示しました財政負担割合に応じて、県が六五％、寒河江市が三五％を負担することとなります。

県としましては、今後とも建設資材や労務単価等の物価動向を注視するとともに、来年度から開始する設計の段階において、適切なコスト管理に努めてまいります。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 一点ちょっと確認なんですけれども、実負担額ですね、年十四億円程度というお話がございました。この中に、私、先ほど懸念事項として解体関連経費等々といういろいろお話をさせていただきました、これも全部含めた金額でよろしいのでしょうか。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 お答えいたします。

先ほどの北村山公立病院との関係でお話させていただきますと、委員からお話いただいた経費の中で概算事業費に含まれるかどうかということになりますけれども、解体関連経費につきましては、県と市それぞれで対応することになっておりますので、これについては事業費の外となっております。それ以外の各種委託経費、各種工事経費、什器備品購入費、土地取得費、造成関連工事などについては事業費の中となっております。

あと、収支シミュレーションでは償還ペースで償還利子についても算入をしているという形になってございます。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 事業費ですので、私、解体費等々全てを含めてやはり再計算しないと、本当の実負担というのは見えてこないのかなと思っています。それが例となって表れたのが北村山公立病院の件でございまして、そういったところも厳しく調査して試算を出すことが必要になってくると思っているところでございます。

現に、私、寒河江市のほうで説明会に参加させていただきましたが、そこである市民の方が質問しておりました。「解体工事費については幾らを見込んでいますか」という質問に対して、寒河江市のほうでは「まだ検討中です」というお答えでした。まだ明確な金額も答弁することができないという段階でございました。これが県側でどれくらい把握されているか分かりませんが、解体事業費も含め、そういうのを全て含めた上で概算事業費を出していかないと実負担というのは見えなと思いますので、そこも踏まえて考えていただければと思います。

また、さらに質問となりますが、部長からございました財政負担の割合については、県が六五%、寒河江市が三五%と、今、基本計画案の中ではなっております。今後この割合が変わることはあるのか、また、県と寒河江市で負担する経費の範囲、分かっている範囲でいいんですけれども、ここを教えていただければと思います。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 負担割合につきましては、県と寒河江市の間で複数回にわたる協議を行いまして、首長間で合意に至ったことから、基本計画案ということでお示したところでございます。

この負担割合の考え方につきましては、県立河北病院と寒河江市立病院がこれまで地域医療に果たしてきた役割、それを引き継ぐということと、あと、西村山新病院の主な診療エリアとなります西村山地域内における人口の状況などを総合的に勘案して、県が六五%、寒河江市が三五%を負担する形になっておりますので、現段階につきましては、この割合で負担をしていく格好になっております。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 だと、現段階では何とも言えないということではよろしいんですか。変わる可能性もあるし、変わらない可能性もあると、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 この割合につきましては、基本的に病院建設の負担割合ということですので、基本的には変わらないと思っております。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 変わらないということをお聞きできましたのでよかったです。これがまた変わる可能性があるとか始まりますと、またまたちょっと大変なことになりますので、変わらないという明言がございましたので、ぜひ財源確保、今後も大変なところはございますけれども、努めていただければと思います。

健康福祉部長、ありがとうございました。

それでは次に、県立高校における教育課程の魅力化について、教育長にお伺いいたします。

昨年の七月と八月に、県で実施されました「やまがた留学高校見学バスツアー」を見学させていただきました。県外からの受入れ生を増やすために、県外の中学生や保護者に山形県の県立高校の魅力を知っていただく事業であります。私は、谷地高校と小国高校と遊佐高校を見学させていただきました。また、同じく八月に東京で開催されました「地域みらい留学高校進学フェス」も視察させていただきました。このフェスは、全国から生徒を受け入れたい高校が集まり、中学生や保護者の方に自分たちの高校の魅力伝える説明会のようなイベントでございました。どの高校も魅力があり、それは高校だけのことではなく、その自治体市町村との連携を踏まえた魅力として構築しているところが多く見受けられました。

特に今回感銘を受けたのが、遊佐高校でございまして。遊佐高校では学校設定科目として「デュアル実践」という授業を行っております。内容は、生徒が遊佐町内の事業所でインターンシップをするという授業です。通常一年間で授業を行うところ、半年間に集中して、毎週水曜日一日六授業分の時間を確保して行っております。高校生が毎週水曜日に朝から高校には寄らず、直接事業所に出社して、そのまま夕方には家に帰るわけでございます。半年間、毎週水曜日にインターンシップをするわけでございます。こんなにも魅力的な授業があるのでしょうか。生徒にも地域にもプラスになる授業でございまして。これを機に、本県の県立高校の教育課程を調べてみました。

例えば、ある高校では、学校設定科目として韓国語が設定されておりました。なぜ韓国語の授業なのか、高校の学

校要覧やパンフレット、あるいはホームページ、あるいはその高校が所属している自治体を調べましたが、特に理由が見つかりませんでした。韓国人が多く住んでいらっしゃるのか、韓国とのつながりが深い自治体や高校なのか、学ぶことで将来にどうつながるのかが分かりませんでした。

あるいは、遊佐高校の授業時間を集中させた方法が行えるのであれば、ほかの授業、例えば英語の授業でもできるのではないかと思います。私は、二十代の頃、約一年間フィリピンのセブ島に住んでいた時期がございます。毎日いつも話すのは英語でございました。やはりこういう環境ですと英語も身につけやすいです。そこで、英語の授業も、週一日英語のみで英語しか話さない日を設けたほうが効果的ではないでしょうか。これはあくまで一つの例です。英語に限らずですが、このような授業方法も取れるのではないのでしょうか。

その高校だからこそ、その地域だからこそ学べるがございます。県立高校の魅力化を図るためには、効果的な教育課程を編成する必要がございます。教育課程の内容や学校設定科目、学校設定教科、授業時間配分等について、何を目的に設定したのかが分かりにくい部分がございます。県立高校の魅力化を図るために、各高校の教育課程について科目開設の狙いを明確にし、将来に役立つものにする必要があり、併せてそれを中学生等に周知する必要もあると考えますが、教育長にお伺いいたします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 県立高校における教育課程の魅力化についてお答えをいたします。

県立高校の教育課程につきましては、文部科学省の学習指導要領を踏まえ、学校運営の方針であるスクール・ポリシーに基づき、学校や学科あるいは地域の特色、生徒の実態などを考慮して、各学校が育成を目指す生徒像を実現できるものとなるよう、県教育委員会の指導の下、各学校において編成をしております。教育課程に開設する科目には、全ての高校生が共通して身につけるべき基礎学力を育成するため必ず履修しなければならない科目に加えまして、学校や学科の狙いに応じて各学校が選択して開設する科目があります。これらの科目の中には、卒業後の進路目標の達成や職業生活等に直接結びつく科目もあれば、将来の豊かで充実した人生に資するよう、幅広く開設している科目もございます。

各学校が開設する科目の多くは、その狙いや内容等も含め、あらかじめ学習指導要領に定められているものでありますけれども、そのほかに学校が独自に設定できる学校設定教科・科目もございます。例えば、谷地高校では「総合文化」という選択科目を開設し、郷土の伝統芸能である林家舞楽について学び、実際に舞台上で舞を披露するなど地域に対する関心を高めたり、酒田東高校では、科学技術人材の育成を目指しまして、「データサイエンス」という科目を全員に学習させるなどしております。このように、学校設定教科・科目は生徒が何をどのように学ぶかを全て学校の裁量で定めることができることから、学校の特色を打ち出しやすいという特徴があります。

それから、教育課程表の編成に当たりましては、各科目をどの学年で週当たり何時間実施するかや、どういう順番で履修するかを全体の調整を図りながら決定しております。また、日々の時間割を作成する際には、それぞれの科目の特性や教育効果を考慮し、例えば実習等の科目は複数時間を連続して実施する一方で、頻繁に学習するのが効果的である英語等の科目については、できるだけ多くの曜日に開設するとともに、学校行事等のまとまった時間で、身につけた英語力を発揮する場面を設けるなどしております。

委員から御指摘のありましたとおり、各学校の教育課程で学ぶことにより、どのような力が身につけ、将来どのように役立つかを、学ぶ生徒たちに分かりやすく説明する必要があると考えておりますし、また、それを実感できるような授業づくり、これも大切であります。

県教育委員会といたしましては、各学校が特色ある教育課程を編成するとともに、それにより育成を目指す生徒像を中学生や保護者に対して学校説明会等で丁寧に説明することにより、魅力化がより一層図られるように学校を指導してまいります。

○能登委員長 阿部委員。

○阿部（恭）委員 ぜひ、様々な視点から魅力化を図っていただければと思います。

また、私、以前質問させていただきましたが、県立高校にもっと学校運営協議会を取り入れるべきではないかと、導入するべきではないかという話もさせていただきました。そういった点からも、民間、県民の皆様の意見も取り入れた上で魅力的な教科を設定していただければと思います。

教育長、ありがとうございました。

時間ですので、最後にさせていただきます。

地域公共交通について、みらい企画創造部長にお伺いいたします。

自動運転バスの導入と今後の取組についてであります。

愛媛県松山市において、自動運転レベル4の路線バスを運行している会社に話をお伺いしました。既に自動運転バスにおいて運賃を取っている会社でございます。運転席はありますが、運転手はバスを操作せず、観光ガイドのよう

なことをして、何かあれば運転手に対応するという状況でございました。こちらの会社は国の事業を活用しており、令和八年度中にはさらに新しい自動運転バスの実証運行も始めるとのことでした。

本県においても、長井市において、現在、二〇二八年度までにレベル4の実現に向け、レベル2の実証運行をしていると聞いております。長井市の実証運行を利用した四百名を超える方々へのアンケートによると、自動運転バスが普及することは必要と思う方、やや思う方を合計すると、その割合は九四%、希望の運行間隔は三十分一本が四八%、自動運転に危険を感じなかったが八七%でございました。ほかにも、自動運転バスの本格導入のためには、運行台数の増加、乗降可能場所の追加などの意見も出たとのことです。長井市に限らず、あらゆる地域条件を想定した実証の積み重ねが必要ではないでしょうか。

自動運転バスの大きなメリットは、運転手不足の解消や交通空白地の解消、ひいては住民の利便性の向上であります。主な課題としては、自動運転バスの導入費用、事故やトラブル時の対応方法等が挙げられますが、特に大きな課題は、道路の路面状況に左右されやすいことです。具体的には、雪や凍結に弱い点であります。

現在、県で策定中の山形県地域公共交通計画改定案のうち、施策の方向性として「新たなモビリティサービスの導入やデジタル技術・データの利活用により利便性を向上させる」との記載もあります。さらに、内容を読みますと、「市町村は、自動運転や日本版ライドシェア等の新技術のほか、地域の足を支える新たなモビリティサービスについて、地域の実情に応じて導入を検討する」「県及び国は、上記市町村の取組に対して必要な支援を行うよう努める」とも示されております。

本県においても、今後の地域公共交通の充実のために自動運転バスの研究及び速やかな導入が必要と考えますが、本県における自動運転バスの導入状況と今後の取組について、みらい企画創造部長にお伺いします。

○能登委員長 会田みらい企画創造部長。答弁者に申し上げます。簡潔をお願いします。

○会田みらい企画創造部長 自動運転バスの導入状況と今後の取組についてのお尋ねでございます。

自動運転バスの導入は、人的要因による交通事故の抑制や運転手不足の緩和に資することが期待され、将来の地域公共交通を支える新たなモビリティサービスとして大きな可能性を有しております。こうした中、政府では、第三次交通政策基本計画において、二〇三〇年度における自動運転サービス用の車両数を一万台まで拡大するという目標を掲げ、自動運転社会の早期実現に向けた取組を強力に推進しております。

県内では、委員からありましたとおり、昨年度から長井市において自動運転バスの実証運行が行われておりますが、雪に反応して動けなくなったり、あるいは路面、路肩に残った雪に、センサーが反応して動かなくなったりというケースが散見されておまして、こういう積雪寒冷地特有の課題があるということが検証されております。交通空白の拡大あるいは運転手不足を背景に、自動運転バスの導入に関心を持つ市町村は大変多いんですけれども、そういった課題があるという状況です。

一方、長井市を含め全国各地で行われている実証運行は、これは委員から御紹介ありましたとおり、レベル2でございます。簡単に申し上げれば、人が関与しなければ動かないという段階にとどまっております、レベル4という運転手が関与しないというレベルで行われている例というのは、全国的にほぼないに等しいぐらいの数でございます。その背景には、事故発生時の責任の所在の整理でありますとか財政負担の問題に加え、特に雪国における降雪や凍結路面への対応といった技術的な課題があります。

県としては、自動運転バスの導入に向け、長井市で得られた課題などをほかの市町村に横展開するとともに、実証運行が行われる場合に助成制度を設けて、市町村の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

また、政府に対しましても、降雪時、雪が降っているときでも安定走行が可能な技術開発に取り組む事業者への支援でありますとか、市町村による実証運行の推進に必要な財源の継続的な確保というものをしっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

自動運転バスの導入は、単なる新技術の活用にとどまらず、本県の公共交通の将来を見据えた取組でございますので、今後とも市町村や関係機関と連携し、検証と実証を重ね、その成果を本格的な社会実装へとつなげてまいりたいと考えております。

○能登委員長 阿部恭平委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十五分再開いたします。

午前 十一時 三分 休 憩

午前 十一時 十五分 再 開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

佐藤寿委員。

○佐藤（寿）委員 県政クラブの佐藤寿でございます。質問の機会をいただきまして本当にありがとうございます。

御存じでない方も多くいらっしゃると思いますので、若干御案内申し上げますが、私は酒田市の旧平田町出身でございます。平田町というのは、山形県の横顔の目の位置にございまして、夏になりますと、「目ん玉まつり」というものをやったり、「めんたま畑」という産直がございまして、楽しくやっておりますが、そこから北上しますと、今度、遊佐町があるわけでございます。遊佐町は「山形県のおでこ」ということで、ホームページ開きますと、どんと出ています。一般的にはこの遊佐町が山形県の一番北に位置していると思われがちでございますが、実はもっと北に位置しているのが酒田市の飛島で、飛島は山形県が一番北で一番西と、二冠を達成しています。

今日はこの飛島の質問から入らせていただきます。よろしくをお願いします。

県民の安全安心な暮らしのための消防防災ヘリコプターの関係機関との連携について伺いたいします。

本県の飛島と酒田港を結ぶ定期船「とびしま」は、昨年十二月二十四日から荒天の影響によりまして欠航が続きました。今年一月十五日ようやく臨時便が出航するに至っております。結果として、二十二日間連続の欠航、二十三日ぶりの運航再開ということで、現在の定期船「とびしま」では前例のない極めて異例の事態になりました。

島内では食料が届かない、燃料や医薬品が尽きる、郵便が止まる、そして急病になっても島から出られないという、まさに県民の命の危機に直結する事態でございました。これは単なる交通の麻痺ではなく、孤立集落発生と同等の災害に匹敵する事案であると考えます。

こうした中、酒田市から県に対して、消防防災ヘリによる医薬品の物資輸送の要請がなされました。県消防防災ヘリ「もがみ」は耐空検査中ございまして、運用できない状況にありましたが、県が迅速に関係機関との調整を行い、海上保安庁のヘリによる物資輸送が実現したことは、離島住民の安心確保という点から大変意義のある対応であったと受け止めております。関係者の皆様の御尽力に心から敬意を表します。

消防防災ヘリについては、天候の影響から飛行できない日が多く、出動要請も少ないこの冬期間に耐空検査を行っていると同っております。これは非常に理にかなったやり方だと思いますが、各県が同じ時期に点検を行えば体制は手薄になります。さらに、雪雲の影響で奥羽山脈や月山をヘリコプターが越えることが難しいと言われている中で、日本海側の各県との連携を密にするということも必要であると考えます。

今回のように消防防災ヘリが点検整備等で使用できない場合において、隣県からの応援や国の機関、それから他の組織との連携調整の枠組みはどのように整理されているのか、また、今後の対応について、防災くらし安心部長に伺います。

○能登委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 消防防災ヘリコプターに係る関係機関との連携についてお答え申し上げます。

まず、県の消防防災ヘリについて御説明申し上げたいと思いますけれども、県では、消防組織法第三十条の規定に基づきまして、市町村長の要請に応じて航空機による消防の支援を行うため、平成十年に消防防災航空隊を設置し、消防防災ヘリコプター「もがみ」を配備いたしました。平成二十七年には機体を更新し、林野火災の空中消火を含む火災防御活動をはじめ、山岳救難等の救急・救助活動、災害時の情報収集や物資・人員の搬送、消防庁や他都道府県からの要請に応じた広域応援等を行っております。

令和七年における「もがみ」の活動状況であります。救助要請等があった場合の緊急運航が五十件、それ以外の訓練等による運航が百八十件となっております。この緊急運航のうち約七割は、県内の山岳遭難等に対応した救助活動による出動でありまして、残る三割は、大船渡市の大規模林野火災など県外への広域応援となっております。

このヘリコプターを運航するためには、自動車の車検と同じように国土交通省が行う航空機の安全性・環境適合性についての証明、いわゆる耐空証明が必要であり、毎年、機体の安全性等が基準に適合しているか、書類と実機による検査を受けることが義務づけられております。

検査は、膨大な項目の点検作業がございまして、通常四か月程度を要するため、緊急運航に支障が生じないよう、山岳遭難等の件数が少なく、積雪により林野火災の発生も極めて少ない、そして、荒天等で運航日数が限られる冬期間に検査を行っているものであります。

一方で、緊急事態はいつ発生するか予見できないこととございますので、対応に支障が生じないよう、北海道・東北・新潟八道県において、「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」を締結し、各道県が保有するヘリが検査や整備等のため出動できない場合、相互に応援し合う体制を構築しております。この八道県の消防防災航空隊につきましては、毎年度開催されます緊急消防援助隊の北海道東北ブロック合同訓練に参加して、連携の実効性を確保しているところでございます。

加えまして、ヘリコプターを保有する県、陸上自衛隊、航空自衛隊、海上保安庁、県警察本部等を構成機関といたします、山形県ヘリコプター等運用調整会議というものを設置してございまして、この中で、災害発生時等におけるヘ

リコプターの円滑な運用を確保するための災害対策活動計画を策定しており、会議における意見交換等を通して、関係機関相互の連携体制を確保しているところでございます。

こうした中、今般の飛島の事案につきましては、本県及び近県の消防防災ヘリが検査や整備等で運航できなかったことから、速やかに海上保安庁に協力を要請し、医薬品等の緊急搬送を実施したところでございます。

県といたしましては、引き続き日本海側の各県を含めました八道県の相互応援協定と、県ヘリコプター等運用調整会議によって、近隣道県や関係機関との連携体制を維持・強化し、緊急事態が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように努めてまいります。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（寿）委員 今回のこの事案を通じまして、改めて痛感したのは、離島における暮らしの脆弱性でございます。災害が発生したわけではないのですけれども、船が止まれば、医療、防災、生活インフラの全てに影響が出るということで、これは単なる交通障害ではなく、島民の命に直結する事態でございますので、次に同じような状況が発生した際にも、行政が迷うことなく迅速に、そして組織的に行動できる仕組みを構築することこそが、離島を抱える本県の責務であると思っております。御答弁いただいた取組を着実に前進させていただくことを強くお願いいたします。

このような状況の中で、飛島を特定有人国境離島に追加指定するという改正法案が今国会に上程される見通しというニュースが出てまいりました。大変意義深いものでございます。改正法が施行されれば、国による手厚い支援措置が受けられることとなります。これは島民の暮らしを守り、無人化を防ぐという観点からも最大限に生かしていただきたいと思っております。

そして、何よりも重要なのは、やっぱり止まらない船を造ることだと思います。安定運航は島民の生活向上にとどまらず、観光振興にも大きく貢献するものでございます。訪れやすくなることで客数が増えます。滞在の充実によって、客単価の向上も期待できます。現在の定期船「とびしま」は、船体の老朽化が進んできていると伺っておりますので、今後、船舶の建造、それから港湾の整備というような課題も出てくるものと思われまます。酒田市と共に離島航路の将来像を描いていただくことを御要望申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

庄司防災くらし安心部長、ありがとうございました。

次に、企業局の取組について伺います。

最初に、酒田工業用水道における塩水遡上対策についてお聞きいたします。

九月定例会でもテーマとなりましたが、令和七年度は記録的な高温・少雨によりまして、県内各地で湯水に見舞われております。とりわけ最上川では、流量低下によりまして塩水遡上が発生し、七年ぶりに仮設取水口まで塩水が到達しました。

その結果、工業用水道への塩水混入が生じまして、一部受水企業の操業に影響が出る事態となっております。これは庄内地域にとどまらず、本県産業全体の基盤に関わる重大な問題でございます。昨年八月に県工業会や酒田商工会議所より、現在の仮設取水位置よりもさらに上流からの取水など、新たな緊急対応の実施について知事へ要望がなされております。

しかしながら、塩水遡上は今後も気候変動の影響により頻発化する可能性があります。緊急対応のみでは十分とは言えません。加えて、酒田工業用水道は運転開始から六十年が経過しておりまして、施設の老朽化も進んでおります。安定供給体制を確立するためには、塩水対策と老朽化対策を一体的に進める抜本的対策が必要であると考えます。

企業局におきましては、令和七年度九月補正予算でさらなる上流からの仮設取水の可否を検討する予算を計上しております。また、令和八年度当初予算案には、来年度以降の塩水遡上に備えた緊急対策費を計上していると承知しております。

さらに、抜本対策についても、受水企業との意見交換を重ね、今年度中の方針決定に向けて検討を進めていると聞いております。また、抜本対策の支援に関わる政府への働きかけについても、令和五年度から施策提案にて要望して、引き続き粘り強く働きかけるとしております。

そこで、令和八年度当初予算案に計上されております塩水遡上の緊急対策の具体的内容は何なのか、また、緊急対応にとどまらない抜本対策について、現在の検討状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○能登委員長 松澤企業管理者。

○松澤企業管理者 お答えいたします。

酒田工業用水道は、酒田市と遊佐町の計二十四社三十事業所への工業用水の供給により、企業活動を支え、地域の産業振興に寄与しております。そうした中、今話ございましたが、海水が河川を遡上する塩水遡上の発生につきましては、受水企業の操業に影響を及ぼす大きな問題と認識しております。

このため、企業局では、本来の取水口より約六百メートル上流部に仮設の取水口を設置する対策を講じるとともに、遊摺部浄水場の老朽化対策と併せた抜本的な塩水遡上対策について検討を進めております。こうした中、昨年七月に

七年ぶりに仮設取水口まで塩水が到達し、一部受水企業の操業に影響が生じたところであります。

これを受けまして、緊急的な対応として、九月補正予算に所要の経費を計上し、現在の仮設取水口よりさらに上流からの取水の可否について調査検討を行ってまいりました。

具体的には、仮設取水口の上流には約一・五キロにわたり砂が堆積していることから、新たな取水口の候補地点における試掘調査や、既存のホースやポンプの性能確認などを行った結果、さらに百から二百メートル上流に取水口を移設し、加えて、堆砂部分に「みず道」を造ることにより、より上流から取水することが可能と判断するに至りました。

このため、令和八年度当初予算案に、ホースの延長や、さらなる上流部までの整地に係る費用など、所要の経費を計上したところであります。来年度以降の塩水遡上に備え、早急に準備を進めてまいりたいと考えております。

続いて、抜本的な塩水遡上対策の検討状況でございますが、受水企業との意見交換を重ねつつ、年度内の方針決定に向けて検討を進め、最終的には次の四点、一、一日当たりの計画給水量を受水企業の需要を踏まえ七万五千立米から五万立米以下へ引き下げること、二、現在の浄水場の施設は今の敷地内で更新すること、三、浄水場の取水口を約五キロ上流へ移設すること、四、設備投資に必要な費用は料金収入をもって充てる総括原価方式に基づき、料金を一立米当たり三十円から六十円台後半へ引き上げること、について方針案として取りまとめ、受水企業に提示いたしました。

このうち、一の計画給水量の引下げと二の浄水施設の既存敷地内での更新につきましては、全ての受水企業より合意が得られましたが、三の取水口の移設と四の料金の引上げについては、合意いただいた企業がある一方で、「大幅な料金引上げとなり合意できない」「段階的な値上げやさらなる料金低減を検討してほしい」など、様々な意見を頂戴しまして、全ての受水企業の合意には至りませんでした。

料金改定を行う場合は、工業用水道事業法に基づきまして、全ての受水企業から合意を得た上で、経済産業省へ届け出る必要がありますので、早期の合意形成に向け、引き続き事業費の圧縮や段階的な料金引上げの可否などについて検討を行い、受水企業と丁寧に意見交換を行ってまいりたいと考えております。

また、塩水遡上対策を伴う施設整備には多額の費用が必要となり、料金の大幅な上昇につながる結果、受水企業の経営に影響を及ぼすことから、塩水遡上対策のための施設整備を補助対象とすることについて、引き続き政府に対し粘り強く働きかけてまいりたいと思っております。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（寿）委員 ありがとうございます。

令和八年度の緊急対策ということで、今年度の経験を十分に生かした対応をぜひよろしくお願ひしたいと思います。ただ、この気候変動が進む中では、塩水遡上というのはもう異常事態ではなくて、毎年リスクとして捉えるのが普通な状況となっております。今年の夏も高温という長期予報が出ておりましたので、同様の事態が発生することは十分に想定されます。受水企業の操業停止は地域経済へのダメージが非常に大きいということで、一刻の猶予もないとの認識を改めて共有していただきたいと思っております。

抜本対策につきましては、今年度中ということで間もなく方針を決定するとのことでございますけれども、値上げというのは企業の皆様にとりましては非常に厳しいかなと思っております。多額の費用も見込まれるわけでございますけれども、地域の受水企業や産業への影響を考えれば難しい話ではございますが、料金は抑えつつ信頼性は上げていくという両立が求められると思います。これはやっぱり公営企業である山形県企業局だからこそできることかと思っておりますので、私は、企業局であれば、この難題を乗り越えられると信頼しております。庄内の産業を守って、次の世代に安定した産業基盤を引き継ぐためにも、引き続き積極的な取組をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、電気事業についてお伺ひいたします。

工業用水道が製造業などの企業活動に重要な基盤であるのと同様に、電気もまた県民生活と産業活動を支える極めて重要な社会インフラでございます。とりわけ、本県の豊かな自然資源を生かした再生可能エネルギーの導入拡大は、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組を推進する上で大きな役割を担うものでございます。

県では令和六年九月に、山形県エネルギー戦略を見直し、再生可能エネルギーの開発目標を上方修正しております。さらに、令和六年十二月には、遊佐町沖における洋上風力発電事業者が選定されました。本県は再生可能エネルギー導入拡大の新たな段階に入ったものと認識しております。

こうした中、企業局では、東日本大震災以降、県営太陽光発電所をはじめ、水力発電の神室発電所、さらには県営酒田風力発電所の整備などに順次取り組んでおまして、再生可能エネルギーによる発電事業を着実に展開しております。これらは全て再生可能エネルギーであり、公営企業としての役割を果たしてきたものと評価しております。

また、令和八年度当初予算案には、「丹南発電所（仮称）建設事業」が計上されるとともに、既存の鶴子発電所の最大出力増加に伴う条例改正案も提出されております。このように、発電所の新設はもとより既存設備の有効活用も

図る取組というのは、再生可能エネルギー導入拡大の観点からも非常に重要でございます。

そこで、企業局の電気事業において、再生可能エネルギー導入拡大、将来の電力の安定供給確保に向け、具体的にどのように取り組んでいくのか、今後の事業展開についてお伺いいたします。

○能登委員長 松澤企業管理者。

○松澤企業管理者 電気事業関係についてお答えいたします。

企業局では、戦後の急速な経済成長の進展による県内電力需要の増加に対応するため、昭和二十九年に野川水力発電所を運転開始して以来、順次水力発電所を建設するとともに、今話ありました平成二十五年には太陽光、令和三年には風力発電所も稼働した結果、現在では十六発電所を有しており、年間で一般家庭約八万世帯の年間消費量に相当する約四億キロワットアワーの電力を供給しております。

今後の新たな再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組について申し上げますと、事業採算性を確保できる新規の水力発電の候補地が減少している中、企業局では、平成二十九年度に環境エネルギー部が公表しました「県管理砂防堰堤における中小水力発電事業可能性調査」で示されました三十三地点につきまして、調査・検討を進めてまいりました。その結果、米沢市丹南地点につきまして、流量観測や概略・基本設計を経て、事業採算性が見込めると判断し、令和八年度当初予算案に関連経費を計上したところであります。この丹南発電所・仮称は最大出力四百八十キロワットでありまして、年間約二百三十万キロワットアワー、一般家庭約五百世帯の年間消費量に相当する電力を発電できる見込みでありまして、令和十二年度の完成を目指し、事業に着手したいと考えております。

このほかの取組としましては、尾花沢市の鶴子発電所におきまして、今年度実施しました調査・検討の結果、最大出力を現在の三千七百キロワットから三千九百キロワットに二百キロワットアップできることが確認できたことから、十四水力発電所の合計最大出力を増加するための条例改正案を今定例会に提案しております。同様の出力アップの取組は、朝日町の朝日川第一発電所においても検討しており、新年度当初予算案に調査に必要な経費を計上したところであります。

次に、将来の電力の安定供給確保についてであります。大蔵村の肘折発電所、鶴岡市の倉沢発電所におきまして、老朽化した発電設備を更新するリニューアル工事を令和四年度から進めており、肘折は令和十年度、倉沢は令和十一年度の再稼働を目指し、今年度から工事が本格化しております。また、そのほかの老朽化した発電所についても順次リニューアルの検討を進め、耐震化も含めて計画的に実施していく予定としております。さらに、発電所の監視制御システムの信頼性向上と機能強化に向け、老朽化したシステムの更新に必要な経費について、新年度当初予算案において債務負担行為を設定したところであります。

企業局としましては、このような取組を通して、本県の豊かな水資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大を積極的に進めるとともに、将来にわたる持続的かつ安定的な電力供給の確保に向け、引き続き努力してまいります。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（寿）委員 新設と既存設備の有効活用を組み合わせたということで、非常にいい取組だと思えます。この限られた経営資源を最大限に生かして積極的に取り組む姿勢というのが非常に評価されるものだと思います。

また、企業局の収益が県民に還元されているという点も非常に重要な視点だと思います。公営企業だからこそできる地域貢献という原点を忘れずに、引き続き県民のために事業展開をよろしくお願ひしたいと思います。

新しい技術というのはどんどん出てまいりますので、ぜひこれをどんどん取り入れて、新しいことにチャレンジしていただきたいということです。再生可能エネルギーを取り巻く技術革新のスピードというのは非常に目覚ましいと伺っております。今日の「難しい」が、あしたの「できる」に変わる、そういう可能性が秘められておりますので、カーボンニュートラルの実現に向けて、攻めの事業展開を力強く押し進めていただくことを今後も強く御期待申し上げます。

松澤企業管理者、どうもありがとうございました。

続きまして、庄内地域の国際化について何点が質問をいたします。

初めに、外航クルーズ船の令和八年度の見通しと今後の取組についてお伺いいたします。

日本海側の重要な港であります酒田港におきまして、近年、外航クルーズ船の寄港が着実に増えていることを大変うれしく感じております。平成二十九年度に「コスタ・ネオロマンチカ」が初めて寄港して以降、酒田港は日本海側クルーズの寄港地の一つとして実績を積み重ねてまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に寄港が途絶えた時期もございましたが、その後は徐々に回復して、令和七年度におきましては、「セブンシーズ・エクスプローラー」「シーボーン・クエスト」「ノルウェー・スプリット」など初寄港となる船を含め、三月末に寄港予定の二回と合わせまして九回の寄港となる見込みでございます。酒田港が再び活気づいていることを実感しております。

このような中、吉村美栄子知事から、令和八年度には二十回の外航クルーズ船の寄港が見込まれるとの発表がござ

いました。二十回という規模はこれまでで最多となる見通しでございまして、交流人口の拡大や地域経済への効果という点でも、大きな可能性を持つものと受け止めております。

かつて日本海交易を通じて本県にも莫大な繁栄をもたらした北前船の歴史になぞらえれば、これらのクルーズ船の寄港はまさに「令和の北前船」とも呼ぶべき、新たな人・物・文化の交流とにぎわいをもたらす存在でございまして。本県の港が世界とつながり、地域の未来を切り開く大きな契機となることを強く期待するものでございまして。

そこでまず、来年度寄港予定の外航クルーズ船の概要につきましてお伺いいたします。初寄港となります船の有無、主な船名、寄港時期の傾向などについて、現時点で把握している内容について、観光文化スポーツ部長にお伺いいたします。

また、外航クルーズ船の寄港を一時的なにぎわいに終わらせることなく、本県の観光振興や物産振興につなげていく視点が重要でございまして。県として予定しているおもてなしの内容、県産品のPR、周辺観光地への誘導策はどのようにお考えか、さらには、酒田市をはじめとする関係市町、観光団体、港湾関係者との連携体制をどのように整えているかについてもお伺いいたします。

あわせて、今後も継続的に外航クルーズ船の酒田港への寄港を確保していくための課題と誘致の方針について、現時点でのお考えがあればお示しいただきたいと思っております。

以上、三点につきまして、観光文化スポーツ部長の答弁をお願いいたします。

○能登委員長 黒田観光文化スポーツ部長。

○黒田観光文化スポーツ部長 外航クルーズ船の令和八年度の見通しと今後の取組についてお答えいたします。

外航クルーズ船は、寄港する地域での観光や買物、食事、さらには二次交通の利用など幅広い経済効果をもたらすとともに、地域住民と乗客、クルーとの交流が生まれ、国際交流の推進や地域での多文化共生に対する理解が促進されるものと考えております。

県では、官民一体で組織する「プロスパーポートさかた、ポートセールス協議会」に外航クルーズ船誘致部会を設置し、これまで誘致活動を積極的に展開してまいりました。その結果、委員からもございましたように、平成二十九年に酒田港への初寄港が実現して以降、コロナ禍を除き毎年度着実に寄港回数が拡大し、今年度は今月末の二回を含め計九回の寄港となる予定です。

さらに令和八年度には、五月に寄港を予定している「クリスタル・シンフォニー」などの初寄港三隻を含め、観光シーズンとして人気の高い春や秋を中心に、定員が数百人程度の高単価なラグジュアリー船から数千人規模の大型客船まで、過去最多となる二十回の外航クルーズ船が寄港する予定となっております。

これまで酒田港では、寄港の際に地元の和太鼓団体による演奏や小学生によるお出迎え、出港時には花笠踊りによるお見送り、さらには町なかでの高校生による外国語での観光案内など、多くの関係者の協力を得て、酒田港ならではのおもてなしに取り組んできたところであり、こうした取組は乗客や船会社から大変好評を得ております。あわせて、県内各地の魅力を知っていただくため、埠頭での県産酒や伝統工芸品など県産品の販売や、その時期ならではの魅力を体験できる観光地への送客などにも取り組んできたところです。

このような中、来年度は、日本の旅行会社がチャーターした定員四千名を超える大型客船が七回寄港を予定しております。これらの寄港はこれまでと異なり、多くの日本人が本県を訪れる機会となることから、新たに市街地に設置する特設マーケットでの地元農産物などの販売や、温泉旅館を満喫できるツアー企画など、日本人の好みに合わせた受入れ態勢を充実させることで、山形ファンを創出し、本県への再訪を促してまいりたいと考えております。

一方で、寄港回数の急激な増加に伴い、おもてなしに係る負担増などの課題も生じていることを踏まえ、今後、乗客の規模やクラスに応じた乗客の満足度を損なうことのない持続可能な受入れ態勢を関係者と一体となって検討・実証してまいります。

県としましては、引き続き外航クルーズ船の定着・拡大に向けて関係者と連携し、酒田港での質の高い受入れ態勢を整えることで、寄港地としての評価を確立させ、交流拡大・地域経済の活性化につなげてまいります。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（寿）委員 令和八年度に過去最多となる二十回の寄港が見込まれているということで、改めましてその規模の大きさと、これまで官民一体で積み上げてきた誘致活動の成果を高く評価しているものでございまして。しかし、重要なのは、回数よりも一回当たりの経済効果を最大化するとか、リピーターをいかに生み出すかということだと思っております。そのためにも乗客の皆さんに、山形の魅力を深く体験していただくことが必要で、滞在時間の延長とか、高付加価値ツアーをつくるとか、地元商店街へ足を運ばせる、こういう仕掛けも重要だと思っております。既に特設マーケットなど様々な計画をいただいているようでございまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

とにかく寄港の回数が倍に増えるということで、予算も体制も非常に負担が重くなることは予想されるわけですが、ぜひそれを乗り越えられる結果が出せるように何とか頑張ってくださいたいと思っております。「令和の

北前船」として酒田港が世界に開かれた玄関口となって、庄内・山形の活力につながるように引き続き積極的な取組を御期待申し上げます。

黒田観光文化スポーツ部長、ありがとうございました。

続きまして、酒田港本港地区への小型クルーズ船寄港に向けた施設整備についてお伺いをいたします。

酒田港本港地区への小型クルーズ船の寄港につきましては、令和六年十二月の予算特別委員会におきまして、同僚の江口委員が取り上げ県土整備部長から答弁がなされました。当時の答弁では、小型クルーズ船について、しゅんせつによる航路拡幅、岸壁の防舷材・係船柱の改良を行うことで、おおむね一万トン級程度の船であれば本港地区での受入れが可能という調査結果が示されたわけでございます。また、実現に向けては、港湾計画の変更に加えて、経済波及効果を高める地域の取組が重要であるという認識が示されたところでございます。

本港地区は、古くから港町として発展をしております。本間家をはじめ多くの豪商が活躍した歴史を有する地域でございます。歴史と伝統ある料亭が立ち並ぶ情緒ある町並みが広がるとともに、海鮮市場や、近年では「SAKANTANTO」をはじめコンテナホテルや「いろは蔵パーク」など新たな観光拠点も整備されております。中心市街地の空洞化が課題となっている中町商店街エリアも徒歩圏内にあることから、回遊動線が形成されれば、町なか経済への波及効果も十分期待できる立地でございます。

小型クルーズ船が本港地区に寄港すれば、乗客が直接街に入って、自然な形で回遊する姿が生まれ、北港地区とは異なる経済効果が期待できるとの声を私も地元の皆様から多く耳にしており、本港地区への小型クルーズ船寄港を早期に実現していくことが重要と考えております。

本港地区に旅客船埠頭計画を追加する港湾計画の変更については、令和七年一月二十三日に開催されました山形県地方港湾審議会において承認されたと伺っております。

そこで、お尋ねいたします。前回の江口委員に対する答弁以降、小型クルーズ船の本港地区での受入れに向けた施設整備はどのように進展しているのか、必要となる施設整備の具体的な検討状況などについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○能登委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 酒田港本港地区への小型クルーズ船寄港に向けた施設整備についてお答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、クルーズ船の本港地区への寄港は、乗客による酒田市中心部の回遊を生み出すなど、地域経済への大きな効果が期待されるところでございます。

県では、平成三十年度に策定いたしました酒田港中長期構想において、「湊まちの賑わいの創出」を目的に、本港地区でのクルーズ船受入れを施策として掲げ、令和二年度の航行安全調査により、約一万トン級までの小型クルーズ船であれば、航路の拡幅や岸壁施設の改良等を行うことで受入れ可能と判断したところでございます。

その後、コロナ禍を経て、クルーズ需要が回復基調となる中、富裕層が多く乗船する小型クルーズ船の船社から本港地区への直接入港を希望する声があったほか、地元酒田市からも寄港の実現を求める御要望をいただいているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、昨年一月には、港湾計画を変更し、本港地区に旅客船埠頭計画を位置づけ、これにより、今年度から国の交付金を活用して具体の事業に着手しております。

現在、航路のしゅんせつに向けた測量、調査を実施するとともに、小型クルーズ船の接岸、係留に対応した岸壁の防舷材や係船柱等の設計も進めており、来年度からはこれらの工事に着手していく考えでございます。

また、小型クルーズ船が接岸する岸壁の背後には、乗客の乗り降りや、バスやタクシーなどを待機させるスペースの整備も必要となります。こうしたスペースは、乗客に対するおもてなしを行うための重要な空間ともなることから、今後の施設計画に先立ち、まずはこの空間を活用したおもてなしの在り方について、酒田市と幅広く意見交換を行っているところでございます。

このほか、外国船の寄港時に必要となる保安施設の整備や、航路の拡幅に伴う航路標識の移設などについても、国等の関係機関と協議を進めております。

県としましては、本港地区への小型クルーズ船の早期寄港実現に向けて、引き続き整備に必要な予算の確保を図り、着実に事業を進めてまいります。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（寿）委員 ありがとうございます。

進捗状況について答弁いただきました。本港地区への寄港の実現に向けて動き出しているということで、本当に期待しかございません。本港地区の最大の強みは、やはり船から降りてすぐに町並みや商店街にアクセスできるという回遊性だと思います。これを最大限生かすためにも、地元自治体、それから団体との調整、様々な準備が必要になると思います。そのためにも、工事の完成、それから供用開始の具体的な見込みを示すことも準備の上では必要かと

思います。現段階での見通しはいかがでしょうか、よろしく申し上げます。

○能登委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 お答え申し上げます。

小型クルーズ船の受入れに向けた施設整備の事業の完了、先ほど申し上げましたようなことを行っているところでございますが、その完了に向けて、あと数年かかる予定でございます。また完了予定の年度は見えておりません。

一方で、完成目標を設定しまして、関係自治体や船社など関係者と共有していくということは、今後の小型クルーズ船の就航ですとか、あるいは地域の受入れ態勢、そうした準備を進める上で大変重要となると考えております。したがって、今後の設計の進捗あるいは予算の状況などを踏まえながら、できるだけ早い段階で関係者の皆様にお示しできるように取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（寿）委員 ぜひ早めに示していただけるようお願いしたいと思います。

酒田北港への大型クルーズ船と、本港への小型クルーズ船、この両輪を生かすことが、庄内地域全体の交流人口拡大の鍵だと思います。大型船が北港で多くの観光客を受け入れて、小型船が本港の歴史的町並みへ直接人を呼び込む、この二つの魅力が重なり合うことで、庄内・山形の観光は次のステージへと進むことができると確信しております。

令和八年度の寄港ラッシュにつきましては、酒田港の可能性を国内外の船会社、旅行会社にアピールする絶好の機会であると受け止めておりますので、この好機を逃がすことなく、本港地区の整備についてもスピード感を持って取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

永尾県土整備部長、どうもありがとうございました。

酒田港への外航クルーズ船の寄港について取り上げているところでございますが、これまでも酒田港に大型クルーズ船が寄港した際には、東北公益文科大学の学生や酒田東・酒田西・酒田光陵等の高校生がボランティアとして交流イベントに参加して、外国人観光客に対してお茶をたててもてなすとともに、町なかではガイド役として「相馬樓」や「山王くらぶ」などを英語で案内する姿が見られております。

本県では、令和六年の外国人旅行者受入れが前年比約一五〇%の六十二万人となりました。さらに、これまでの数々の質問にも出てまいりましたナショナルジオグラフィックの「二〇二六年に行くべき世界の旅行先二十五選」に山形県が選出されるなど、海外からの注目も高まっております。また、県内で働く外国人も令和七年十月末に七千二百八十三人と過去最多となりました。地域社会における国際化は急速に進んでいると認識しております。

こうした状況の中で、教育委員会では令和七年度から、「やまがたグローバル・イノベーター育成事業」を開始しました。その中で、民間のオンライン英会話プログラムを活用して、外国人講師と一対一で英語を使って会話するとともに、高校生が県内で働く外国人や県内大学への留学生との交流を通じて、実践的な取組を進めていると伺っております。

本事業を通じて、急速に進む国際化の中で本県が育成しようとしている人材像とはどのようなものなのか。また、単なる語学力の向上にとどまらず、地域の魅力を発信し、多文化共生社会を支える力をどのように育もうとしているのか、今後の方向性について教育長にお伺いいたします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 県立高校における多文化共生社会への対応についてお答えいたします。

本県でも、外国人旅行者の県内受入れですとか、県内で働く外国人の増加など、急速に国際化が進んでおり、今後、外国人と共に生活することが日常となる中で、物おじせず外国人と交流し、互いの価値観や文化について理解を深め、共に社会を形成していくことができるようになることがますます必要になると認識しております。

県教育委員会では、このような多文化共生社会を生きる資質・能力を高めるため、全ての県立高校でそれぞれの特徴を生かしつつ、国際理解教育・外国語教育を推進しております。その一環として、令和七年度から、県内就職者や県内大学等進学者が多い十八校を対象といたしまして、山形の魅力を理解し、地域資源を活用しながら、国際的な視野を持って、様々な文化的背景を持つ人々と協働して新たな価値を創造できる人材を育成することを目的として、「やまがたグローバル・イノベーター育成事業」を実施しているところです。

本事業の具体の取組を紹介いたしますと、英語の授業の中で生徒が一人一台端末を利用し、外国にいる講師とオンラインを通して一対一で英語で対話するという活動を年六回実施しております。この活動では、日常会話から始まり、日本文化に関する質疑応答や社会的な話題に関する意見交換等まで発展する生徒もおりまして、身ぶり手ぶりを交えて英語で表現するなど、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿勢が確実に育まれていると考えております。

加えまして、本事業では、県内企業に勤める外国人や県内大学で学ぶ留学生と対面で直接交流する機会を設けております。今年度は、学校近隣に居住する外国人と共に地域の史跡や名所を巡り、地域活性化について意見交換を行った事例ですとか、茶道や弓道等の部活動に留学生を招き、その作法や魅力を紹介した事例などがありました。対象校

で実施したアンケートでは、生徒の約七割が「外国人とコミュニケーションを取ることにに対して前向きになった」、約六割が「自分の住む地域の魅力を再認識できた」と回答したほか、「外国人と互いに理解し合い、尊重することが大切だ」というような感想を述べた生徒が多数おりました。

今後もこのように外国人と実際に交流するといった実践的かつ体験的な活動を積極的に取り入れて、多文化共生社会に対応する力を育成してまいりたいと思います。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（寿）委員 私が高校のときの英語の先生が、現在の公安委員長でございまして、三年間、私の担任でございました。大変行き届いた指導で、私は英語がもうばっちり身についたところでもございましたけれども、あの当時はまだ単なる語学学習ということで、覚えるのも早かったんですが忘れるのも早いことから考えますと、やっぱり単なる語学学習で終わらせないことの重要性だと思えます。

県内企業にお勤めの外国人の方とか、大学の外国人留学生との交流、そしてクルーズ船をはじめとするインバウンド観光客へのおもてなしボランティアなど、学んだ英語を即実践する場を積極的につくり、高校生が地域の国際化に直接関わっていただくことが何より大切であると思えます。教室で学んだ英語が実際に外国人との会話の中で通じた瞬間の喜びとか、地域の文化を自分の言葉で伝えられた達成感、そうした世界と触れ合う成功体験の積み重ねこそが、将来の県内定着やグローバルな舞台での活躍への一番の近道になると確信をしておりますので、インバウンド需要の高まりという絶好の機会を高校生の実践の場としても最大限に活用していただきたいと思えます。高校生が輝ける場をどんどんつくり出していただくようお願いを申し上げます。

須貝教育長、ありがとうございました。

それでは、最後になります。東北公益文科大学国際学部設置の狙いと今後の学生の育成方針についてお伺いいたします。

本県及び庄内広域行政組合により準備が進められてまいりました同大学の公立大学法人化は、今年四月のスタートを目前に控えております。ここまでの道のりにおいて御尽力いただきました吉村美栄子知事をはじめ関係者の皆様にご感謝と敬意を申し上げます。

このたびの公立化は、単なる設置者の変更にとどまらず、大学の機能強化と魅力向上を図る大きな転換点でございます。公立化と同時に進むのが、国際学部国際コミュニケーション学科の新設でございます。開学二十五年にして初の学部新設ということで、グローバル化や多文化共生が求められる今日において、地域からも大きな期待が寄せられております。

一方で、急速に進行する少子化の下、十八歳人口の減少という厳しい環境の中で、選ばれる大学となるためには、中長期的視点に立った戦略的な学部運営が不可欠であると思えます。県と二市三町、大学が一体となって、地域における高等教育機関の意義と持続可能性をどう確立していくのかが問われていると思えます。

全国に目を向ければ、例えば秋田の国際教養大学は、「グローバルリーダーの育成」を掲げ、一年次のみでございますけれども全寮制とか、全員留学など特色ある教育を展開しております。また、新潟県立大学も国際地域学部を設置して、多文化共生社会を支える人材育成に取り組んでおります。こうした先行事例の中で、本学がどのような独自性を打ち出すのかが重要でございます。

会派有志の調査で台湾に行つてまいりました。そこで、東北大学でも教鞭を取られました淡江大学の蔡錫勳（さいしゃくくん）教授から示唆をいただいております。特に山形・酒田港を起点とした国際交流事例研究、そして実務科目をテーマとする実践的科目の導入、国際法や安全保障分野の学修による他学部との差別化、さらには語学を目的ではなく手段と位置づけ、判断力・分析力といった国際リテラシーを重視すべきとの提言は示唆に富むものでございました。また、学科間でのMOU締結により、学生交流や単位互換を進める可能性についても言及がございました。

大学のホームページなどでは、充実した外国語教育、さらには「やさしい日本語」の習得、全員留学制度などが国際学部の特色として掲げられております。これらをどのように体系化して、どのような人材像へと結実させていくのかが鍵でございます。

選ばれる大学、そして、ここでしか学べない大学として、大きな可能性を秘める国際学部について、設置の狙いと養成を目指す人材像、卒業後の進路をどのように描き、地域や世界で活躍する人材へとどうつなげていくのか、小中総務部長の御所見を伺います。

○能登委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 お答えいたします。

東北公益文科大学国際学部の設置につきましては、地域社会の国際化が進展する中、地域社会と国際社会を結びつけるため、国際的な視野を持ち、異なる言語や文化を理解し、多文化共生の推進に貢献できる人材の育成を目的として、大学において、令和八年度の新設に向けて準備を進めてきてございまして、昨年八月に文部科学大臣から認可を受

けたところでございます。

国際学部の特色として、次の三点が挙げられます。

一点目は、充実した外国語教育です。専門科目の約八割を英語のみ、または英語と日本語で学ぶことで、英語で論理的に考え、英語で表現できる力を身につけるほか、中国語、韓国語、ロシア語の科目を設置し、英語以外の言語も学ぶことができます。加えまして、学内に言語自主学習センターを新たに設けまして、日常的に外国語に触れられるよう、授業以外での学生の自主的な学びのサポートの充実を図ります。

二点目でございますが、二年次に全員が英語圏に留学することで、実践的な英語力の修得のほか、現地の人々との交流により、異なる文化に対する理解を深め、多文化共生について考える力を養成いたします。また、留学に対する学生の経済的な負担の軽減を図るための助成制度を予定しております。

三点目は、外国人住民の抱える生活課題ですとかニーズを把握し、支援を行う多文化共生コーディネーターの養成を目指します。これまでも酒田港への外航クルーズ船の寄港や庄内空港への韓国チャーター便就航の際に、ボランティアの学生の方々が歓迎イベントでの通訳や市内周遊バスのガイドを行うなど、地域活動を通じた学びを実践しているところであり、今後とも継続して行ってまいります。

このような学びを通して、英語を中心としつつ、多言語・多文化への理解と対応力も備え、異文化や自国の文化への深い見識と多文化共生を推進する能力を養うこととします。

卒業後でございますが、公益大で学んだ言語能力や多文化への理解、コミュニケーション能力を生かしまして、サービス、観光、金融など様々な分野の企業のほか、地方自治体やNPO法人などにおいて、地元庄内地域をはじめとする国内外の幅広い分野で活躍されるものと考えております。また、在学中に英語の中学校及び高等学校の教員免許の取得が可能であり、英語教員としての活躍も期待されるところでございます。

県といたしましては、大学と連携しながら、地域社会の国際化やグローバル社会の持続可能な発展に貢献する人材の育成に、庄内地域二市三町と共によりしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 佐藤委員。時間が迫っておりますので簡潔にお願いします。

○佐藤（寿）委員 ありがとうございます。

やっぱり、選ばれる大学の証明というのが出口戦略だと思います。就職実績・進路実績を積み上げて、次の入学者の獲得につなげる好循環をぜひお願いしたいと思います。

一般質問におきましても、佐藤正胤議員の質問の中で御紹介されました学生の声、「もっと地域とつながりたい」「もっと個性のある大学にしてほしい」という声は極めて重いものだと思います。私は、この東北公益文科大学を核とした産学官連携プラットフォームこそが、この期待に応える鍵であると確信しております。ぜひ、世界と庄内をつなぐ唯一無二の拠点となるように戦略的かつ挑戦的な運営を強く要望申し上げまして私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○能登委員長 佐藤寿委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十五分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

伊藤香織委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

伊藤香織委員。

○伊藤（香）委員 早速質問に入らせていただきたいと思います。

二月十二日の今定例会内示会におきまして、県と市が共同で整備する新スポーツ施設、そして新県立博物館の建設候補地が公表されました。いずれも山形市桜町地内の旧県立中央病院跡地である県民ふれあい広場を含むエリアであります。

来年度予算では、新スポーツ施設は建設候補地の調査などに七千六百万円、新県立博物館は基本計画の策定業務に五百三十二万円が計上されております。二月十七日には、今年度第三回の山形県・山形市新スポーツ施設整備検討会議が開催され、委員各位からも様々御意見が出されたところであります。

新県立博物館と新スポーツ施設の建設候補地を、山形市桜町地内の旧県立中央病院跡地である県民ふれあい広場を含むエリアとした経緯及び両施設を同一敷地内に整備する狙いについて、みらい企画創造部長にお伺いをいたします。

○能登委員長 會田みらい企画創造部長。

○會田みらい企画創造部長 新スポーツ施設とそれから県立博物館、両施設の建設候補地について御説明申し上げます。

県では、県が整備する多機能性を有する屋内スケート施設と、山形市が整備する体育館・武道館機能を有する地域住民のためのスポーツ施設、いわゆる新スポーツ施設について、山形市と共同で検討を進めております。また、県立博物館については、今年度末までに新博物館の理念や基本的な機能の方向性を示す山形県新博物館基本構想を策定することにしております。

まず、新スポーツ施設の建設候補地でございますが、令和六年八月に開催いたしました屋内スケート施設整備検討会議におきまして、「村山地域の都市部を前提に、自動車でしか行けないところではなく、公共交通機関を利用してアクセスできる場所が望ましい」でありますとか、「全体の財政負担抑制の観点から、遊休公有地の活用を視野に検討」という方向性が整理されております。その後、令和六年十月に知事と山形市長が新スポーツ施設の検討を共同で進めるといふことに合意いたしまして、山形市への立地を前提に建設候補地の検討を進めてまいりました。

次に、新博物館の建設候補地でございますが、令和七年十二月に開催いたしました新博物館基本構想検討委員会におきまして、「国内外から訪れやすい交通便利性に優れた場所」、それから、「土砂災害などのリスクが小さい場所」「周辺の教育・文化施設や観光拠点と連携できる場所」「建設に必要な面積を確保できる場所」「遊休公有地の活用など用地取得費の低減が期待できる場所」という五つの立地条件が整理されまして、この条件を前提に検討を進めてまいりました。

また、山形市から、山形市重要事業要望において毎年度、新博物館の山形市中心市街地への設置という御要望を県に対していただいていたこと、現在の県立博物館及び県体育館・武道館に近いこと、多様な交流の創出が地域経済にもたらす波及効果なども考慮しながら、両施設の建設候補地の検討を進めてきたところでございます。

県としましては、こうした状況やこれまで整理してきた方向性などを踏まえ、両施設について、委員からございましたように、山形市桜町地内の旧県立中央病院跡地である県民ふれあい広場を含むエリアを建設候補地として考えております。両施設を同一敷地内に整備することで相乗効果が期待できますし、また、多様な交流により地域の一層の活性化やにぎわいの創出などにつながるということを効果として考えてございます。

今後、この建設候補地を前提とし、施設の配置や規模、概算事業費、利用者数や動線、駐車場など、より具体的な内容を整理する基本計画の策定に着手いたします。両施設がその役割を果たし、期待される効果が周辺地域のみならず県全体に行き渡るよう、引き続き丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 建設候補地が公表になってから、私もいろんな御意見をお伺いするわけなんですけれども、中心市街地ということもありまして、二つの施設を整備するに当たっては、様々懸念されることがあります。

例えば、施設の規模に対して敷地が不足することはないのか、また、景観や周辺の歴史文化関係との調和ですとか、来館者・大会利用時の利用者が集中することによる交通渋滞、バス・公共交通の輸送不足、駐車場の不足等も懸念されます。

これらに加えまして、中心市街地ということで、工事段階の交通渋滞、建設費用の高騰といったことも懸念されるのではないかと私は思います。

これらも今後の調査により、しっかり検証して行ってほしいと思うところでございますけれどもいかがでしょうか。

○能登委員長 會田みらい企画創造部長。

○會田みらい企画創造部長 今後やります建設候補地の調査についての内容としてお答えさせていただきます。

両施設の整備に向けた課題を検討・整理するため、建設候補地に係る配置環境基本計画の策定に要する経費を令和八年度当初予算案に計上させていただきました。

具体的には、「建設候補地に係る法制度や山形市の中心市街地関連計画等との整合性」、それから「自動車や公共交通等によるアクセス性や想定利用者数等に基づく交通計画」「交通計画を踏まえた外構及び駐車場計画」「利用者動線等を踏まえた施設配置パターン」「両施設に共通する機能の共用化」などについて、専門性を有する民間の事業者の知見を拝借しながら検討・整理をするという予定でおります。

特に、「歩くほど幸せになるまち」をテーマとする、山形市中心市街地グランドデザインとの関係や、新たな駐車場の発生の抑制と供給量の適正化を目指す、山形市まちなか駐車場適正化計画など、山形市の関連計画との整合性を図る必要がありますので、そちらをしっかりと確保していくということが、これまで以上に山形市と緊密に連携していくことが重要でございます。

また、資材価格の変動や労務単価の推移など、建設費の動向を踏まえつつ、建設事業費の算定も進めていく必要がございます。

県としましては、県民の皆様がより利用しやすい施設となるよう、また、交通渋滞等、委員からも御懸念いただき

ましたけれども、そういった周辺環境に十分留意しながら、関係機関と連携し、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 ありがとうございます。

県にとっては久しぶりの大型施設整備かなと思ひまして、博物館に関しての金額はまだ示されていないところではあるんですけれども、屋内スケート施設の整備費、固定席が五百席から一千五百席の間で約四十三億円から五十七億円と試算が出ております。ただ、これは令和五年時点での数字ということで、今後の調査によって、これが上振れしてくる可能性も十分あるなど考えているところでありまして、慎重に御検討いただきたいと思っております。

関連して、先般開催されました検討会議におきましては、建設候補地が改めて示されたということで、委員の方々からは、特に山形市のスポーツ施設の規模、体育館・武道館ですね、こちらの規模に係る検討結果も含めて、検討のスピード感などが評価されていたように感じました。

また、体育館への切替え可能な屋内スケート施設の運営については、委員のほうから、「利用状況を見ながら、一定期間、体育館利用を優先するような運営も検討してはどうか」という御意見もありました。

私も以前から、夏季は体育館、冬季はスケート場にするなど、季節型の県民ニーズに応じた適切な運営をしていくべきと考えているところであります。

現在、県としては、通年でのスケート利用が可能なタイプということで、こちらを基本と考えているようでありませうけれども、その考え方について改めて伺います。

○能登委員長 會田みらい企画創造部長。

○會田みらい企画創造部長 屋内スケート施設の運営についてお答え申し上げます。

屋内スケート施設の運営のタイプですが、年間を通してスケートリンクとして運用する通年運用型というものと、冬季にスケートリンクとして運用し、夏季には解氷してスケート以外の利用を可能とする季節運用型という、大きく二つの運用のタイプがございます。また、通年運用型のパターンも、解氷することなく、リンクの上に断熱フロアというものを設置して体育館に切り替えると、氷を解かさずにやるという方法もございます。そういうやり方をすれば、各種スポーツ、それからイベントでの利用を可能とし、多様なニーズに対応できるということで、そういうやり方をしている事例もございます。

これまでの有識者会議におきましては、「本県のスケート文化を維持、向上させるため、県内唯一の屋内スケート施設として、通年運用型を目指してほしい」という御意見もある一方で、「多くの方から利用いただけるよう、スケート以外での活用も検討してはどうか」という多機能性というものを重視した御意見も頂戴しております。

こうした議論を踏まえ、令和六年八月の有識者会議では、「通年でのスケート利用を可能としながら、多くの方が利用できるよう、断熱フロアの設置により体育館利用への切替えを可能とするタイプ」を基本とするとの方向性が、整理されております。

これに加え、子供や初心者が安心してスケートを楽しめる環境を整え、より多様なニーズに対応できるよう、サブリンクを設置する方針についても、昨年八月の有識者会議において整理されたところでございます。

いずれにいたしましても、具体的な運営方法につきましては、有識者や関係者の皆様の御意見を丁寧にお聴きしながら、来年度に行う基本計画の策定において結論を得てまいりたいと考えております。この屋内スケート施設がよりよいものとなるよう、しっかりと検討してまいります。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 先般の検討会議におきましては、施設ができる前からスケート熱を高めるプロモーションの重要性も指摘されておりました。最近では、樹脂のスケートリンクを一定期間設置して、臨時のスケート場にしてオープンする事例が増えてきているようでございます。建設候補地である県民ふれあい広場などに、この樹脂のスケートリンク、夏でも使用できるということもありまして、こういったものを設置することで一定数のニーズを把握できるとともに、県民のスケートに対する機運を醸成していくことにもつながっていくのかなと思っております。

ぜひ基本構想の策定から着工までの期間におきまして、社会実験的にこの樹脂リンクのようなものの設置も御検討いただければと思います。

令和十三年度下期の供用開始までの期間をどのようなアイデアで戦略的にプロモーションに取り組んでいくのかということも非常に重要な視点でありますので、県においては、県民目線でしっかり取り組んでいただくことに期待をしております。また、引き続き今後も議論させていただきたいと思ひます。

部長、ありがとうございました。

次に、文翔館周辺エリアウォーク基本構想について伺います。

県では、令和七年度から、この基本構想検討会議を設置しております。山形市においては、令和二年に「ウォーカ

ブル推進都市」に登録されて以降、令和三年度から社会実験を数々重ねてきておりまして、市の発展計画二〇三〇が掲げる、歩くほど幸せになるまちづくりに向けた取組を推進してきております。

そこで、県としてはこれまで山形市が実施してきた社会実験の成果をどのように受け止め、今後の県事業へ生かしていくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○能登委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 山形市の社会実験に対する県の受け止めについてお答え申し上げます。

県では、人口減少の下、地域の活力を維持・向上させるためには、都市が持つ機能・魅力を高めていくことが重要であると考えており、第四次山形県総合発展計画の長期構想においても、「人通りと賑わいに溢れたコミュニティ空間の創造に向け、歩いて楽しめる美しい道路空間の整備を推進」を掲げ、町なかにおけるにぎわいの創出に取り組んできているところでございます。

山形市におきましても、中心市街地の活性化に向けて、すずらん通りにおける歩行者天国化や七日町大通りにおける歩行空間の拡張など、車道と歩道を一体的に活用した滞在空間の形成の社会実験に取り組まれているものと承知しております。市の調査によりますと、令和六年度の中心市街地における一日当たりの歩行者通行量は、社会実験前の令和元年度と比べ約一〇%増加するなどの効果が確認されており、こうした社会実験が中心市街地のにぎわい創出に着実につながっているものと認識しております。

県としましては、山形市と連携して新たな人の回遊をつくり出し、地域のにぎわいにつながる「ウォーカブルなまちづくり」に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 ありがとうございます。

ディスプレイに今、基本構想案の概要を示させていただいているんですけども、（画像を示す）文翔館前のエリアにおきまして、都市計画道路を再検討して、歩行者と自転車空間を分けて配分するという案が示されております。

文翔館、新市民会館にかけたエリア整備に当たりましては、市の方針との整合性を図っていただきたいと考えております。県の広場整備構想、遊学館の前に広場を造るということも書かれておりますけれども、広場構想や道路空間再編の考えなど、県の役割と方向性についてお示しいただきながら、この基本構想において、県としては最終的にどのような都市空間の姿を目指していくのか、今後どのように取組を進めるのか、お伺いをいたします。

○能登委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 基本構想において目指す都市空間の姿と取組についてお答え申し上げます。

歴史的・文化的な建造物や豊かな緑が集積する文翔館周辺エリアでは、金融機関の地域開放型の新社屋の改築が進んでいるほか、令和十一年度に新市民会館の開館が予定されるなど、まちの様相が大きく変化することが見込まれております。

このため、車中心から人中心の街路空間へと再構築を図り、人々が集い憩う「居心地が良く歩きたくなるまち」を目指す「ウォーカブルなまちづくり」という視点を取り入れ、まちのにぎわいにつなげる取組を山形市と連携して進めているところでございます。

今年度は、学識経験者や山形市などの関係機関から成る基本構想検討会議を設置し、シンポジウムを開催するなど、地域の方々への事業の周知を図りながら、文翔館周辺エリアウォーカブル基本構想・案を取りまとめたところであり、現在実施中のパブリックコメントを通じまして、県民の皆様の御意見も伺いながら、ウォーカブル基本構想を策定してまいりたいと考えております。

本構想案では、「心地よいつながりが、心豊かな『幸せ』を育むウォーカブルなまちへ」という将来像を掲げ、その実現に向けて三つの基本方針を定めております。

まず一つ目として、「誰もが安全・快適に移動できる、歩行・回遊ネットワークの構築」、二つ目が、「歴史・文化と緑を活かし、多様な過ごし方ができる居心地の良い空間の創出」、三つ目が、「多様な活動と交流の機会を創出し、心地よいつながりを育む」というものでございます。

具体的な取組といたしましては、より歩行者が安全に回遊できる歩道の拡幅や自転車レーンの整備などの道路空間の再編、そして冬場でも安心して通行できる無散水消雪設備の導入などを進めてまいりたいと考えております。さらには、文翔館前などの広場とつながる歩道を、より開放感と落ち着きのある居心地の良い空間とすることを目指してまいります。

また、こうしたハード整備に加えまして、まちなかのにぎわいを創出するためには、歩道空間にカフェやテラスを設置するイベントなどの開催も有効でございます。そのためには、利用調整などを行うエリアマネジメント組織の体制が必要であることから、山形市と連携してその検討を進めてまいります。

なお、来年度は、市役所前の旧県庁半郷線、南北方向でございますが、こちらを文翔館に向かう北進一方通行とし

た際の交通に与える影響を検証するための社会実験を実施することとしております。

今後とも「ウォーカブルなまちづくり」という都市空間の実現に向け、山形市と連携して取り組んでまいります。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 ありがとうございます。

この新市民会館ですけれども、令和八年六月に基本設計が終わるということで、八月から着工の予定、令和十一年三月までの工期、十一年度にはグランドオープンするということになります。

このオレンジ色になっているところが（画像を示す）県道になりまして、緑色の部分は市道ということですかね。新市民会館の整備スケジュールと、県道の整備スケジュールを整理して、立地場所に面する目の前の道路整備、旧県庁半郷線に関しては①ですけれども、こちらは令和八年に事業化しております。

②の双月志戸田線、こちらはまだ事業化になっていないということで、まさしく市民会館の目の前の通りということもありますので、開館までにぜひ間に合わせてもらいたいと、ロードマップも出されているんですけれども、（画像を示す）②に関しては、まだ十三年以降ということを示されていないところですので、ぜひ頑張ってくださいと思っていますけれどもいかがでしょうか。

○能登委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 県道の整備スケジュールについてお答え申し上げます。

まず、都市計画道路旧県庁半郷線、こちらが先ほど委員お示しいただいた資料の南北方向、市役所前の通りでございますが、こちらについては、都市計画決定の見直しや用地買収などを必要とせず、現在の道路幅員の中で道路空間の再配分を行いまして、歩道整備や自転車レーン整備を行う予定としております。

したがって、令和十一年度の新市民会館の開館を見据えまして、必要な整備を進めてまいりたいと考えております。

それから、都市計画道路双月志戸田線、こちら文翔館前の東西方向の通りでございますけれども、こちらについては、必要な道路幅員の検討を行った上で、場合によっては都市計画決定の見直しや用地買収などが必要となり、一定の時間を要する可能性がございます。

いずれにしても、関係者と調整を図りながら、早期完成に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 現時点ではそういう御答弁なのかと受け止めさせていただきますけれども、（画像を示す）旧三島通り、教育資料館にかけてのこの緑のエリア、こちらも今回のエリアウォーカブル基本構想の中に入ってきているということで、生活環境を重視する閑静な住宅街のエリアです。

これまで市が進めてきています町なかにぎわい創出とのバランスが課題になってくるかと思われましても、県としては、今後、住民意向をどう把握され、景観形成や動線づくりに反映していくのか、非常に大事な視点だと思っております。また、教育資料館や文翔館など、県有施設を核とした回遊性向上についての活用方針もしっかり示していくことも必要であります。

山形市の中心市街地活性化に関しまして、県が進める木造建築の推進ですとか、今後旧三島通りエリアを都市再生整備計画に位置づけることについても、県として支援方針を検討していくことも大事ではないかと思います。

期待される効果などの認識を市と連携して、しっかり共有して進めていただくようお願いいたします。質問を終わりたいと思います。

部長ありがとうございました。

農林のほうにお伺いしたいと思います。

昨年二月の予算特別委員会で取り上げまして、その後名称が決定して、令和七年度は振興方針の検討・策定などに入っていくこととありました新たな品種、山形百四十二号改め「ゆきまんてん」につきましては、高温耐性や収量性の高さなど生産面でのメリットが示されております。

ただ、現時点では、農家の皆さんの多くが「よく分からない」「食べたこともない」という認識にとどまっております。生産が多品種になるという不安もあるようですけれども、県として生産者の不安を解消するために、どのように特性や導入メリットを分かりやすく周知をし、普及を図っていくのか、農林水産部長に県の考えをお伺いいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 「ゆきまんてん」の生産者が持っている不安に対して、解消するためにどのように周知していくのかというお尋ねございましたのでお答えしたいと思います。

「ゆきまんてん」は、高温耐性があり大粒で食味がよく、特に収量については、令和七年度の実証試験で十アール当たり六百五十四キロと、はえぬきより約一割多く、また、いもち病にも強い特性があり、冷涼な中山間地でも栽培

が期待される品種であります。「ゆきまんてん」の生産に当たりましては、はえぬきと同様に広く栽培できるよう、つや姫、雪若丸のような生産者認定や出荷基準等は設けないということで考えております。

今後、「ゆきまんてん」の普及を進めるためには、より多くの生産者の方々に、実際に「ゆきまんてん」を見ていただき、収量性の高さや栽培特性などを知ってもらうことが重要と考えております。そのため、令和八年度は、県内各地で栽培の検証・展示を行う実証圃を令和七年度の二十九か所から約七十か所に増やし、栽培研修会等にも活用して周知を図っていきたいと考えております。現在、JA等と相談しながら、圃場の選定作業を進めているところであります。

県としましては、JA等関係団体と連携し、「ゆきまんてん」の収量性の高さや食味のよさなど、品種としての強みについて周知を図りながら、普及拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 令和七年度には二十九か所、令和八年度には七十か所での栽培試験を経て、令和九年の本格デビューの年には最大七百ヘクタールを目指すということであります。

それまでに種子供給体制や栽培指導体制は十分に確保できる見込みなのかどうか、また、作付を希望する生産者が多い場合、種子の配分方法についてどうなるのか、県の考えをお聞かせください。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 種子の供給と生産、栽培技術の指導等についてお答えしたいと思います。

生産者の方々に水稻の種子を供給するためには、種子のもととなる原種を厳格な管理の下で二年をかけて生産し、三年目に原種から一般作付用の種子を増やす必要があるため、準備に三年を要するという状況がございます。

これまで県では「ゆきまんてん」の原種生産を進めており、令和八年度は県内二か所の種子生産組合で一般作付用種子の生産を始めることとしており、令和九年度には、現在の種子の生産状況から、先ほど委員からもございましたように、最大約七百ヘクタールの作付が可能になる種子を確保できると見込んでいるところであります。

なお、作付を希望する生産者が多い場合は、まず、稲作を専業とする大規模経営体や、「ゆきまんてん」の作付意欲が高く、品種特性を理解し、その特性を発揮できる栽培技術を持つ生産者を優先するなど、関係者の意見をお伺いしながら種子の配分方法を今後検討していきたいと考えております。

また、「ゆきまんてん」の栽培指導につきましては、令和九年度の本格作付に向けて、令和八年度中に栽培技術に関するマニュアルを作成する予定であります。このマニュアルを活用して栽培技術の指導徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、令和十年度以降の「ゆきまんてん」の生産につきましては、今後とも生産者、実需者等の評価が重要になりますので、そのように検討しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 ありがとうございます。

地元の種子組合の方も高齢化してきているということで、準備に三年を要するということなんですけれども、やっぱり消費者としては本格デビューが非常に待ち遠しいと、生産体制が十分に整うのかということ、いろいろ不安もあるんですけれども、この「ゆきまんてん」は、主食用だけでなく、加工用や輸出用も想定されているとお聞きしております。はえぬきがここまで普及したのは、生産者と市場の双方から高い評価が得られたからだと考えております。

「ゆきまんてん」はどのような市場を軸に、どれくらいの価格帯で販売するのか、県の考えをお伺いしたいと思います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 今後の「ゆきまんてん」の販売戦略についてお答えさせていただきたいと思っております。

「ゆきまんてん」は、はえぬきと比較して収量が一割程度多いという強みを持ち、また、実需者や卸売業者等からは、はえぬきより食味がよいという御意見をいただいております。

このため、「ゆきまんてん」は、県内を中心とした家庭用や、県内外の大手実需者による業務用に加え、加工用や輸出用等の非主食用米として幅広いニーズに対応することが期待されております。そこで、令和八年度は、主に業務用としての使いやすさなど、より多くの評価を収集していきたいと考えております。

また、加工用としては、現在需要が伸びております冷凍御飯やパックライス等について、実際にサンプルを作成し、実需者等の評価を伺っていきたいと考えております。加えて今年度、酒造用としての適性を県工業技術センターで試験し、これまで広く使用されている原料米と遜色ない結果が得られていることから、今後は、実際の酒蔵で評価いただくことも予定しているところであります。

さらに、輸出用としては、今年度から香港や欧州へのテスト輸出を実施しており、現地において品質、食味面での高い評価とともに、日本産米の需要が高まる中、価格面でもバランスが取れた品種として期待されるという御意見も

いただいているところでございます。引き続き、生産者が収益を確保できるかといった検証も含め、アジアや欧州への輸出拡大に向けた可能性を検討してまいりたいと考えております。

なお、価格につきましては、つや姫、雪若丸に次ぐ、はえぬきに近い価格帯を想定しておりますが、具体的には実需者等の市場の評価を踏まえて価格が決定されていくと考えております。

県としましては、令和八年度にロゴマークの作成とプレデビューイベントの開催を予定しており、まずは「ゆきまんてん」を広く知っていただく取組を進めることとしております。その上で、今後の販売につきましては、JA等関係機関と連携し、実需者のニーズを幅広く把握しながら、戦略的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 非常に多様な市場が想定されるのかなということと、バランスの取れた価格帯で、はえぬきと同等のところを目指していくといえますか、そういったものも想定されているということで、もし、はえぬきと同等の価格帯であれば置き換えが進むであろうと、生産者側ではそういう指摘もありまして、既存品種とのすみ分けや品種構成の将来像について、県の方針はどうでしょうか。

あわせて、令和九年の本格デビューの後、令和十年以降の取組についても、現時点でお示しいただけるものがあればお願いしたいと思います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 それでは、私から「ゆきまんてん」の将来像についてお答えしたいと思います。

「ゆきまんてん」の振興方針につきましては、現地実証圃の生産者やJAなどの集荷団体等から直接御意見を伺いながら検討を進めているところであります。生産者やJA等からは、「ゆきまんてん」が高温耐性や収量性において優れていると評価する意見がある一方で、一部のJAからは、「カントリーエレベーターの荷受け作業上、品種の数を増やすことが難しい」ですとか、「作付拡大に当たっては、実需者からの評価が必要」といった意見もいただいております。

さらに、「ゆきまんてん」は、高温に弱いはえぬきに代わる品種として想定しておりますが、はえぬきが業務用を中心に根強い人気があることから、早急な品種の切替えについては慎重な検討を要するとの意見もいただいているところでございます。

このため、「ゆきまんてん」の作付については、一定の量が確保できる令和九年に実需者等から幅広く評価をいただいた上で、将来的な作付割合などの振興方針を検討していきたいと考えております。

県としましては、今後、高温耐性品種の作付割合を増やし、国内外に県産米を安定して届けるための生産供給体制の構築が必要と考えておりますので、「ゆきまんてん」を含めた県産米の品種構成については、将来、「つや姫」「雪若丸」「ゆきまんてん」の三本柱となれるよう、引き続き、生産者をはじめJA等、関係機関と協議しながら進めてまいりたいと思います。

なお、令和十年度以降、大きく切り替えていくということになりますと種子も必要になってまいります。そういったものについては、必要に応じて緊急増殖などの対応を考えながら、生産現場のニーズに応じて速やかな切替えができるよう検討を進めていきたいと考えております。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 ぜひ、生産現場に不安が広がらないように、丁寧に説明しながら進めていただきたいと思っております。

一昨日の能登議員の一般質問にもありましたけれども、近年、米価高騰によりまして、生産者のほうも、収入増よりも将来への価格変動の不安を強く感じているというお声もあります。

県としても、ぜひ引き続き、持続的に営農できる価格水準の確保ですとか、需要の安定に向けて国への働きかけをお願いしたいと思います。

引き続き、農地中間管理機構についてお伺いしたいと思います。

機構については、申請前に市町村、JA、農業者側でマッチングが済んでいないと進まないといった二度手間構造が指摘されております。県として、機構がマッチングを担えるよう助言や改善を促す考えはあるのか、関係機関の連携の強化、例えば借手情報の定期提供とか連携の強化、また、国においても農地バンク制度の見直し、予算強化は必要不可欠であると課題認識を強く持っておりまして、改善を図るべきであると考えております。

機構が本来の役割を果たすための体制と予算の強化についても、現場の声として国へ要望する考えはあるのか、農林水産部長へお伺いいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいまの農地中間管理機構に対する対応について御質問いただきました。お答えしたいと思います。

います。

農地中間管理機構は、平成二十六年度に政府の主導で設立され、担い手への農地の集積・集約化を図るため、リタイアする農家などから農地を借り受け、規模拡大を目指す担い手へ、まとまりのある形で農地を貸し出す農地中間管理事業を実施しているところでございます。

本県においては、これまで機構を介した農地の貸付面積は約二万五千ヘクタールに上り、全国第四位の実績ということになっております。一方で、農地の所有者や農業関係者からは、「機構は担い手が見つかる場合にしか農地を引き受けない。本来の役割を果たしていない」といった厳しい声があることも承知しております。加えて、小区画や傾斜地など条件の悪い農地では、借手を見つけることが困難である上、農地所有者と借手の間で賃借料などの条件が折り合わない場合もあり、全ての農地を機構で管理することは現実的には難しい状況にあります。

県としましては、機構に期待されている農地の貸借を仲介する機能を強化し、現場のニーズに応えられるよう、県と機構、県農業会議で構成します農地中間管理課題解決支援チームにおいて、改めて現行制度の問題点や必要となる体制を検討した上で、引き続き政府に対して制度の見直しや予算の拡充を要望してまいりたいと考えております。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 ぜひよろしくお願いいたします。

機構が十分に役割を果たせていないという中で、小規模分散地域におきましては、この営農継続に非常に危機感を持っておりまして、担い手の確保ですとか圃場整備の費用負担、こういったものも壁となっております。

そこで、私が住まいする南山形地区におきましては、山形市のモデル事業として三年前から「地域まるっと中間管理方式」を採用いたしまして、地域法人を立ち上げて、組織が一括で農地を管理・耕作する仕組みを取っております。農地集積率は八割以上であります。高齢でも安心して農地を預けられ、手続の簡素化が図られ、担い手不足地域でも農地を維持しやすくなるなどのメリットが多くあり、有効な方法であると考えます。このように地域法人が一括で受けるまるっと方式の県内他地域における横展開の支援策をお伺いしたいと思います。

また、農地中間管理機構の優良事例なども市町村やＪＡ、農業者団体、従事者などとぜひ情報共有すべきと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 最初に、「地域まるっと中間管理方式」についてお答えしたいと思います。

「地域まるっと中間管理方式」とは、地域内の全ての農地を農地中間管理機構を経由して、集落営農法人に借りてもらう方式です。現在の耕作地での営農継続を希望する高齢の農業者も法人から受託して農業を続けられるため、その意思を尊重しながら農地の集積・集約を進められるというメリットもございます。

委員からありました南山形地区では、山形市の職員等が説明会や農業者・農地所有者への個別訪問を丁寧に行い、地域の合意形成を図った上で、「地域まるっと中間管理方式」を活用した農地の集積・集約を進めており、優良事例の一つと認識しているところであります。県内では、南山形地区以外にも飯豊町や金山町でも導入されておりますが、地域の関係者の賛同が得られずに取組が中断している市町村もあり、地域の合意形成が、横展開していく上で大きなハードルとなっていると考えております。

このため、今年二月に、市町村、農業関係団体、農業者などを対象とした地域計画実現促進セミナーの中で、山形市の職員から導入に向けたノウハウを直接聞く機会を設け、「地域まるっと中間管理方式」の導入機運の醸成を図ったところでございます。

今後は、地域農業の将来像を描く地域計画のブラッシュアップを進める中で、導入意欲のある地区の掘り起こしを行うとともに、総合支庁と農地中間管理機構等の職員で構成する地域計画実行支援チームが地域の合意形成に向けて助言を行うなどの伴走支援を実施してまいります。

また、農地中間管理機構の活用の優良事例、活用の一例としてでございますけれども、鶴岡市において大規模経営を目指す法人が行う簡易な畦畔除去による大区画化に合わせて、機構が周辺農地をまとめて貸し出す取組を一体的に行い、経営規模の拡大を支援した事例もございます。

また、機構を活用することで、契約や賃料の支払いなどの賃貸借事務の大幅な軽減や、あるいは固定資産税の軽減等の優遇措置、さらには土地改良事業に係る地元負担の軽減が図られるなどの機構を活用するメリットもございます。

県としましては、こうした優良事例やメリットを農業者や関係機関に広く周知して機構のさらなる活用を促し、農地の集積・集約化を進めてまいりたいと考えております。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 今年二月のセミナー、私も参加をし、勉強させていただきましたけれども、なかなか地域計画を策定しても農地集約が進まないというところでありまして、しかも条件が悪いところは遊休化が進行している現状もあるとお聞きしております。どんどん担い手の高齢化も進んでおりまして、手をこまねいている暇は本当にない状態

であります。

先ほど国へも要望していくとありましたけれども、ぜひスピード感を持って改善に取り組んでいただきたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

難病患者への支援についてお聞きしていきたいと思えます。

まずもって、新年度予算におきましては、かねてより要望しておりました視覚障がい者支援のための歩行訓練士の養成・派遣に五百万円、多言語対応で災害時や外国語の方も使える音声による災害情報提供体制の導入に三百万円を計上いただいていることに感謝を申し上げます。菊池文昭議員と松井愛議員と橋本彩子議員と一緒に要望させていただいたということもあまして、本当に感謝しております。ありがとうございます。

そこで、このたびは難病患者を取り上げさせていただきたいと思えますが、この難病の方が市町村へ災害時の対応を相談に行くと、例えば避難先から病院までの移動手段が確保できない、避難所での難病患者用の災害食の備蓄がない、福祉避難所の使用はできないなどと言われてしましまして、具体的な対応策に結びつかないと、当事者もどういう行動を取ればいいのか分からないという声も聞かれています。

また、個別避難計画の作成対象者を難病患者全員としておらず、自力歩行困難者などに限定しているため、自力歩行ができる患者さんは福祉避難所が利用できないと切実な課題も聞きました。

難病患者についても優先順位を付して個別避難計画策定を促進し、対象となる支援希望者については支援を受けられるような仕組みをつくるよう市町村に促すべきであると考えます。

さらに、障がい種別・状態に応じた制度の周知が不十分で誤解が生じているようなところもあります。市町村における個別避難計画の対象者についての理解不足や情報提供不足もあるのではないかと考えております。

これらへの対応として、県の災害時要配慮者支援指針をもっと具体化するとともに、個別避難計画の対象や要件、具体的な手順などを周知する資料の作成や説明会等の開催など、市町村における難病患者の災害時の避難に備えた対応が適切になされるよう、県として取り組む必要があるのではないのでしょうか。

また、災害時要配慮者支援指針などを策定・変更される際、現状では当事者等へのヒアリングの機会がなく、声が反映されていないとお聞きしております。ぜひ難病患者の当事者家族からの意見聴取の機会を設けるべきでないかと思えますけれども、防災くらし安心部長の見解をお伺いいたします。

○能登委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 難病患者の個別避難計画等、災害時対応の強化に向けた取組についてお答え申し上げます。

まず、災害対策基本法におきましては、高齢者や障がい者、難病患者、妊産婦など、いわゆる要配慮者のうち、「自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」を避難行動要支援者として、市町村にその名簿を作成することが義務づけられております。そして、その名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努めなければならないとされているところでございます。

内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」におきましては、マンパワーが限られておりますので、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に個別避難計画が作成されるよう、優先度が高い方から作成することとし、考慮すべきポイントとして、一つが災害の危険度想定などハザードの状況、二つとして重度の要介護であったり自力での避難判断ができないなど避難行動要支援者本人の心身の状況、三つとして独居等の居住実態、この三つを挙げ、これらに該当する要支援者を優先して計画を作成するように示しております。県では、この内閣府の指針に基づきまして、災害時要配慮者支援指針を作成し、市町村に提示しているところでございます。

県内市町村の取組状況でございますが、避難行動要支援者の名簿につきましては、全市町村で作成済みでありまして、いずれの市町村も最低年一回、名簿の更新、見直しを行っております。一方、個別避難計画の作成率につきましては、全国平均の一四・〇%を上回ってはいるものの一六・八%にとどまっているということでもありますので、その速やかな作成が課題となっております。

個別避難計画の作成を円滑に進めるためには、県と市町村との連携、防災部門と保健福祉部門との連携が極めて重要になります。このため県では、令和五年度以降、年二回、市町村の防災部門と保健福祉部門の職員を対象に、災害時要配慮者避難体制構築会議を開催し、県が策定した計画作成の標準的な手順に関する資料などをお示ししながら、政府の最新動向や県内及び全国の優良事例の紹介に加え、グループワークの実施などにより、両部門の連携による個別避難計画の作成促進を図ってまいりました。

こうした中、難病患者に対する災害対応につきましては、昨年十月であります。県の防災担当が難病の患者団体の研修会に講師として参加し、個別避難計画など災害時の要配慮者支援制度を紹介するとともに、意見交換もしたところではありますけれども、冒頭、委員から難病患者の方々が様々不安に感じておられることがあるということで、

今般の委員からの御指摘も踏まえまして、改めて難病の患者団体から御意見をお聴きしたいと考えております。

県といたしましては、市町村において、難病患者を含む要配慮者の特性に適切に配慮した災害時の備えが促進されますよう、引き続きしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 ぜひしっかりと聞き取りをなさっていただくようお願いしたいと思います。

やはり県のほうで、保健所ベースで難病患者の情報提供を市町村にされているという状況だと思うんですけども、なかなか市町村サイドには情報が来ないところも実はあるということをお聞きしました。自治体によってもかなりばらつきがあるのかもしれませんが。議連としても災害時の非常用の電源のマップ化などについても、これまでも要望してきているということもありまして、令和七年十一月に回答もいただいているところであるんですけども、福祉サイドと防災サイドとの連携を取っていただいて、体制を取っていただくこともお願いしたいと思います。

平時からの連携体制ということで、大阪あたりは、府と患者会、医療機関の三者連携体制ということがしっかりと構築されておりまして、災害時支援マニュアルとか連携システムといったものが重症難病患者や医療ケア児者を対象としてしっかりと整備されていることもお聞きしました。

ぜひ山形県においても、既にある福祉部局での協議体の中に、もう少し防災をテーマにしたお時間を取っていただいて、話し合いをする場を設けていただくですとか、具体的に市町村が参照しやすくなるような支援マニュアル、あるいは難病の方、当事者の方向けの防災ハンドブックのようなものもぜひ整備をお願いしていきたいと思っています。前向きに御検討いただきたいと思います。

これは御意見として受け止めていただいて結構であります。

部長ありがとうございます。

続きまして、難病患者枠の創設についてお伺いします。

山梨県におきましては、二年前より難病患者枠で職員採用試験を実施しているそうです。申込み者数も増えているとお聞きします。千葉県などでも令和八年から採用予定であるとのこと。当事者団体でもある山形県難病等団体連絡協議会でも県内自治体や県にこの難病患者枠の創設を要望していると聞いております。

障害者雇用率の制度に倣い、ぜひ難病患者枠を設け、難病患者への期待を示してほしいと考えますけれども、総務部長いかがでしょうか。

○能登委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 お答えいたします。

障がい有する方や難病患者の方が経済社会の構成員の一員として、職業生活においてその能力を発揮して活躍いただくことは、大変重要なことであると考えております。

このため県では、平成二十二年度から障害者手帳などの交付を受けていらっしゃる障がい者の方を対象とした職員選考試験を実施し、これまで三十名を超える方を採用してきているところです。

こうした中、今年度、山形県難病等団体連絡協議会から、難病患者は安定した就労を確保することが難しく、社会参加の機会が限られているとして、県職員採用試験に難病患者枠を創設するよう御要望をいただいたところです。

また、厚生労働省が設置した「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」が先月取りまとめた報告書では、障害者手帳を所持していない難病患者の障害者雇用率制度における位置づけについて検討を進めていくこととされるなど、難病患者の方々の雇用機会の創出に向けた社会的な機運が高まっております。

こうしたことを踏まえ、障がいの有無や疾病の状況にかかわらず、誰もが個性や能力を十分に発揮できる包摂性の高い共生社会の実現に向けて、難病患者の方を対象とした職員選考試験の実施について、成績主義と採用の公平・公正性の原則を踏まえつつ、他の自治体の状況も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○能登委員長 伊藤委員。

○伊藤（香）委員 前向きな答弁をいただいたかなと期待しておるところであります。本日、私も右に丸いバッジつけているんですが、これ「レア・ディーズ・デー」と、世界希少・難治性疾患のバッジということでつけさせていただきます。

なかなか身近にいないということもあって、理解が進んでいないところでもあると思うんですけども、まだまだ難病については課題が山積しているんじゃないかと思っています。

誰もが生きやすい社会の実現に向けて、ぜひ、これからも議会の場で取り上げていきたいと思っておりますのでよろしくお祈りしたいと思います。

部長、ありがとうございます。

○能登委員長 伊藤委員。時間が迫っておりますのでよろしくお祈りします。

○伊藤（香）委員 簡潔に質問させていただきたいと思っております。

知事部局においても若手職員の離職率が高く、職員採用試験においても採用予定者に対して半分も埋まらない職種もあります。

若者に魅力のある職場になっていないのではないかと心配するところでもありますけれども、人口減少社会における自治体経営を考えると、持続的に発展計画を推進し、行政サービスを維持向上させ、職員の生活や質の向上を図るためには、最適なパフォーマンスを発揮できる環境整備が急務であります。

山形市では、限られた時間と人員で、サービスを低下させることなく最適なパフォーマンスを維持するための特段の組織内改革、いわゆる筋力アップを図っているところであります。

県としても、さらなる時間外勤務の縮減など持続可能な自治体経営に向けた取組を進めるべきと考えますが、総務部長にお伺いいたします。

○能登委員長 小中総務部長。簡潔に願います。

○小中総務部長 お答えいたします。

将来にわたって必要な行政サービスを提供し続けるためには、効率的で安定的な行政運営を行っていく必要があります。そのため県では、仕事の見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進、働きがいの向上などに取り組んでいるところでございます。

その中で、若者にとっても魅力があり、働きがいや生産性の向上にもつながる取組といたしまして、今年度から「オフィス改革」を実施しております。若手職員が中心となりまして理想のオフィス環境について検討し、業務に応じた多様なワークスペースの創設などを行っております。これを積極的にPRすることで職員の採用確保にもつなげていきたいと考えております。

また、仕事そのものも見直しも重要であり、部局長マネジメントの下、全ての事務事業についてゼロベースから必要性や効果の検証を行っております。

デジタル化による業務効率化にも取り組んでおりまして、生成AIやチャットツールなどのデジタルツールを導入しているほか、文書管理、出退勤管理などの全庁的なシステムの導入を進めております。

さらに、時間外勤務の縮減につきましては、管理職などによる業務マネジメントの徹底や「資料作成四ない運動」などの取組に加えまして、今年度、令和七年度からは、「ワーク・チェック・タイム」といたしまして、係や担当内で業務の進捗状況等を相互に確認・相談する時間を毎営業日設けまして、業務の円滑化と時間外勤務の縮減に取り組んでいるところでございます。

こうした取組の積み重ねによりまして、時間外勤務は中長期的には減少傾向にありまして、知事部局における今年度一月までの実績は、一人当たりの月平均で十二・七時間と過去十六年間で最少となっております。時間外勤務のさらなる縮減につなげるため、令和八年度からの次期特定事業主行動計画においては、新たに時間外勤務の削減目標を設定することとしておりまして、目標の達成に向け、業務の効率化、職員の能力向上を一層推進してまいりたいと考えております。

県といたしましては、引き続き魅力ある職場づくりや時間外勤務の縮減などに粘り強く取り組みまして、職員が心身ともに健康で働きがいを感じることができる職場環境を整備していくことで、本県を取り巻く社会経済環境が変化する中であっても持続可能な行政運営体制をつくってまいります。

○能登委員長 伊藤香織委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 二分 閉 会